MONTHLY
神變 別冊
宗派だより
令和６年９月号
醍醐寺 開創 1150年

月を眺む

小暮　徹順

九月になると、子供のころ、実家の縁側にススキと白い団子が供えられ、祖父母、両親、姉妹と共に月を眺め「月にうさぎの形がある。」などと言って、お下がりの白い団子を頬張っていたことを思い出します。

『中秋』とは、旧暦の八月十五日を指し、秋季の真ん中の日とされ、その夜に昇る月のことを中秋の名月と呼びます。諸説あるようですが、古来、この日に中国で月に供え物をする風習が日本に伝わり、収穫された畑の作物を供えるようになったようです。

また、旧暦八月十五日の夜のことを「十五夜」とも呼び、一年で一番澄みきった夜空に美しい満月が輝くとされています。

平安時代、嵯峨天皇が大沢池にて中秋の名月に舟を浮かべ、文化人・貴族の方々と遊ばれたことから始まった「観月の夕べ」が現代も嵯峨大覚寺にて行われるなど、古くから人々は月の美しさに共感し魅了され続けてきたのではないでしょうか。

月をめぐる伝承は、世界各国の地域で残されていますが、日本最古の書物『古事記』の中にも月読命（ツクヨミノミコト）として登場しています。

『仏教行事催事記 9月放生』（一九八九年第一法規出版株式会社発行）の『仲秋・観月会』（米山俊直著）には、「黄泉国（ヨミノクニ）から生還したイザナギノミコトがみそぎをすると、たくさんの子がつぎつぎ生まれたが、最後に左の目から日の神アマテラス、右の目から月神ツクヨミ、鼻からスサノヲが生まれた。（中略）アマテラスに高天原を治めよといい、ツクヨミに夜の食国（ヨルノオスクニ）を治めよといい、またスサノオには海原を治めよと言った。」とあります。

書物により、それぞれの神が統治する対象が異なるところはありますが、日本で、月は神としてあがめられ、信仰の対象としての認識があったことを見ることができます。

人々は神である月にお供え物を捧げ、皆で眺めることにより平和を感じ、日々の平安を祈ってきたのでありましょう。日々の時間に追われる現代社会の中で、月を眺めるひと時を、ぜひとも大切にしてゆきたいものです。

令和六年九月六日発行
発行所　真言宗醍醐派宗務本庁
京都市伏見区
醍醐東大路町二十二
電　話〇七五―五七一―〇〇〇二
ＦＡＸ〇七五―五七一―〇一〇一

今月の掲載内容

・月を眺む　1
・録事　4
・宗派だより　3
・末寺・教会・醍醐寺だより　3
・本庁からのお知らせ　3
・醍醐寺からのお知らせ　2
・真言宗醍醐派臨時宗会　1
・令和五年度 全国宗務所長会　12

録事

▼度牒授与

本宗籍

五月八日　奈良　武智叡倫

五月九日　愛知　梶川隆修
兵庫　渡部琴如
兵庫　渡部聡覚
愛媛　藤村知甫

伝法学院第九十三回生

新潟　酒井龍鱗
愛知　中条真悠
大阪　木下照顕
広島　高根祥希

▼僧階昇補

本宗籍

七月十七日　大僧正　三重　岩鶴密雄

▼住職・主管者任命

七月十二日　愛媛　大熊寺　藤村水青

▼住職・主管者退任

七月十二日　愛媛　大熊寺（代）　山澤實道

▼責任役員任命

令和五年十一月二十四日　三河東部　勝山寺　三浦由佳

五月十六日　三河東部　寶形院　古橋邦文

七月一日　岐阜　安乗院　和田有司
渡邉真教
松枝秀顕

七月六日　福岡　東林院　須山孝信
肥前　正福寺　猪俣隆

七月十一日　山口　証巌寺　宮本栄子
宮本崇裕
玉井利彦
大原智子

▼総代委嘱

令和五年十一月二十四日　三河東部　勝山寺　加藤郁葵子
三浦弥華子

五月十六日　三河東部　寶形院　宇藤昌男
奥田訓充
松村國廣
飯田秀昭
西口喜與志

七月一日　岐阜　安乗院　玉井弘子
和田全弘
山本慎一郎

七月六日　福岡　東林院　高尾清博
天野孝生
島田恒治

七月六日　肥前　正福寺　黒岩茂夫
坂本諭
山下圀雄
石崎俊治
石橋勝弘

七月十一日　山口　証巌寺　山縣祐一
吉田剛
金重忍
松野香代子
細川周二

七月十三日　三重　毘沙門寺　筒井俊夫
山尾学
坂倉達也

七月二十一日　北海道　照覺寺　今野光男
長友次男
吉原穂乃果

▼褒賞下付

七月二十一日　肥前　愛染院　藤原吉雄
藤田茂毅
渡辺孝治
鈴木勝利

七月二十一日　北海道　慈法院

▼承認・証明

七月二十五日　三河東部　勝山寺　庫裡再建承認の件

▼死亡

平成二十七年十一月二日　大阪　権律師　台谷寛好

令和二年九月十三日　兵庫　度牒　古田敬玉

令和四年十月十二日　東京　権律師　楠原匡貴

令和五年十月二十三日　兵庫　権大僧都　宮崎英泉

令和六年七月三日　東京　権中僧正　石川快慶

《奉仕者募集》

醍醐寺開創千百五十年慶讃大法要を営むにあたっての奉仕者を募集いたします。
詳細については総本山醍醐寺まで、電話にてお問い合わせください。

【期　間】
令和六年十一月十四日（木）～十八日（月）

【募集人数】
若干名

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

宗派だより

『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議　第一連絡会（第二回目）
令和六年七月五日（金）　京都　黄檗宗 大本山萬福寺 黄龍閣別館
テーマ……「民族排外主義と中国人差別問題」
講　師……林伯耀氏
出　席……飯田俊海、岡田文史

『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議　部落解放基礎講座（関西会場）
令和六年七月八日（月）～七月九日（火）
会　場……京都　浄土宗宗務庁 大講堂
出　席……飯田俊海、西内克修 師

京都仏教会　第十六回研究会
令和六年七月十日（水）
会　場……京都　大本山相国寺
演　題……「オウム真理教から統一教会へ」
講　師……精神病理学者 野田正彰 氏
出　席……浦郷宜右 教学部長、飯田俊海

真言宗醍醐派 常置委員会
令和六年七月二十五日（木）　午後三時三十分　醍醐寺研修棟

真言宗醍醐派 臨時宗会
令和六年七月二十六日（金）　午前十時　醍醐寺研修棟

親授式
令和六年七月二十九日（月）　午前十一時
愛媛県　大熊寺　藤村水青 師　三宝院本堂

末寺・教会・醍醐寺だより

『醍醐寺　国宝展』
令和六年六月十五日（土）～八月二十五日（日）　大阪中之島美術館

開山忌法要
令和六年七月六日（土）　上醍醐　開山堂

第七十三回三宝院門跡葛城山蓮華入峰修行
令和六年七月七日（日）　本山先達　十名、伝法学院生　四名、随喜修行者　十三名

盂蘭盆会法要
令和六年七月十三日（土）～七月十五日（月・祝）

『醍醐寺　国宝展』関連イベント
令和六年七月十五日（月・祝）　午後二時　大阪中之島美術館
醍醐寺×慶應SFC supported by VIE
「デジタル曼荼羅アート&ミュージックライブ」
対談：脇田　玲（慶應義塾大学 教授）
藤井進也（慶應義塾大学 環境情報学部 准教授）
仲田順英（醍醐寺 執行）
声明：工藤泰光、飯田俊海、壁瀬智泉、岡田文史

三宝院門跡大峯山奥駈・釈迦岳入峰修行
令和六年七月十九日（金）～七月二十二日（月）　大峰山奥駈・釈迦岳・熊野三山
本山先達　五名、随喜修行者　十八名
令和六年七月二十日（土）～七月二十二日（月）　釈迦岳・熊野三山
本山先達　四名、随喜修行者　四名

醍醐寺顧問会
令和六年七月二十五日（木）　午後二時　醍醐寺研修棟

『醍醐寺　国宝展』関連イベント
令和六年七月二十八日（日）　午後二時　大阪中之島美術館
メディアアーティスト 落合陽一 氏 × 醍醐寺 仲田順英 執行
オブジェクト指向菩薩 報告法要&トークセッション
「オブジェクト指向菩薩が拓く、滑らかな存在論の密教世界」
トーク：落合陽一（メディアアーティスト）
仲田順英（醍醐寺 執行）
法　要：仲田順英、小暮徹順、工藤泰光、地山孝胤

本庁からのお知らせ

総務部より

宗教法人の寺院・教会は、毎年会計年度終了後四月以内に役員名簿と財産目録の写しを所轄庁（都道府県庁）に提出することとなっております（『宗教法人法』第二十五条第四項）。

この他にも、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しの提出が必要となる場合があります（詳細は、真言宗醍醐派宗務本庁ホームページ又は、文化庁ホームページ参照）。

宗務本庁では、これらの書類の写しを本庁にも提出いただくことを、宗教法人並びに非宗教法人の寺院・教会にお願いいたしております。

また、寺院・教会は、適切な運営のため、当該寺院・教会規則に基づき、責任役員及び総代を置かなければなりません。責任役員・総代に欠員が生じた場合、任期満了になられた場合には、速やかに申請を行ってくださいますようお願いいたします。

財務部より

六月下旬から順次、宗費賦課金の請求書を送らせて頂いておりますが、まだお手元に届いていない場合は、宗務本庁財務部宛にご確認ください。

お手元にございます場合は、お早目の納付をお願い申し上げます。

醍醐寺開創千百五十年慶讃事業義納金のご納入、誠に有り難うございます。ご納入の際には、申込書もお送りいただきますようお願い申し上げます。

教学部より

修験伝法教校
令和六年十月十一日（金）～十月十五日（火）

醍醐寺オープンテンプル
「1DAY こころの修行体験」
令和六年十一月三十日（土）、令和七年三月八日（土）、同年五月十日（土）

醍醐寺からのお知らせ

豊国忌
令和六年九月十八日（水）

全真言宗青年連盟　第四十四回結集醍醐大会
令和六年十月八日（火）

醍醐寺開創千百五十年慶讃大法要
令和六年十一月十四日（木）～十一月十八日（月）

伝授開莚告知

醍醐寺では本年秋に左記の伝授の開莚を予定しております。

○梵字悉曇伝授～坂井榮信悉曇阿闍梨相承
澄禅流梵字・智満流梵字伝授～・悉曇灌頂
第一会十月一日、二日開莚（全十二会予定）
伝授悉曇阿闍梨　種智院大学副学長　児玉義隆 僧正
※約三年を予定し、悉曇灌頂を開壇します。
※講義はオンライン配信も予定しております。

お申し込みは
こちらから→

令和五年七月十日

真言宗醍醐派臨時宗会

（議事録）

（午後三時、宗会議員全員着席後、開会式に先立ち、議長、副議長の選出が行なわれる）

小暮幹事＝それでは、『真言宗醍醐派宗制』第三章第六節第九十一条並びに『真言宗醍醐派規則』第二章第六節第二十条の規定によりまして、始めさせていただきます。

『真言宗醍醐派宗制』第三章第六節第九十二条三項「議長及副議長ノ任命セラルル迄ハ宗務本庁役員議長の職務ヲ行フ」の規定に基付き、仲田総務部長を仮議長として、議長の選出をお願いいたします。

仲田総務部長＝はい。

（仲田総務部長、仮議長席に着く）

仲田総務部長＝臨時宗会に先立ちまして、ただ今幹事が申し上げました通り、『真言宗醍醐派宗制』第三章第六節第九十二条三項基付き、真言宗醍醐派総務部長の私が仮の議長をさせていただきます。よろしくお願いします。

それではただ今より、『真言宗醍醐派規則』の第二十一条により、宗会議長、副議長の選出を行ないます。同条二項に「議長及び副議長は、それぞれ宗会において議員の互選によって定め、その任期は議員の任期による。」と『宗規』にあります。それでは議長並びに副議長の選出を議員の皆様で行なっていただきたいと思いますが、どのようにお取り計らいいたしましょうか。

大道議員＝はい。

仲田総務部長＝大道議員。

大道議員＝できれば別室を設けていただいて、議員全員で選びたいと思うのですがどうでしょうか。

仲田総務部長＝ただ今、大道議員より別室において議員全員で話し合って決めたいというご要望がございましたが、他には何かご意見、ございますか。

―無言―

仲田総務部長＝大道議員のご提案に賛成の方、挙手をお願いします。

―全議員、挙手―

仲田総務部長＝それでは、別室を用意しますので、そちらへお移りいただきたいと思います。準備できますまで暫しお待ちください。

―別室準備―

仲田総務部長＝本庁二階、会議室を用意しましたので、そちらへご移動をお願いします。

―会議室へ移動、正副議長互選―

仲田総務部長＝それでは、再開いたします。議長の選出は終わりましたでしょうか。

大道議員＝はい。

仲田総務部長＝どなたに決定していただきましたか。

大道議員＝岩鶴議員です。

仲田総務部長＝はい。続いて、副議長の選出は終わりましたでしょうか。

大道議員＝はい。

仲田総務部長＝どなたに決定なさったでしょうか。

大道議員＝大原議員です。

仲田総務部長＝それでは、ただ今、議員の皆様の互選によって、議長は岩鶴議員、副議長は大原議員ということで決定いたしました。再度ですが、ご賛同の方は挙手をお願いします。

―全議員、挙手―

仲田総務部長＝議長、副議長が決まりました。真言宗醍醐派宗会議長に岩鶴密雄議員、同じく副議長には大原弘敬議員に決定させていただきます。以上で、仮議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（仲田総務部長、仮議長席を退く）

小暮幹事＝それでは正副議長様のご挨拶をお願いいたします。まず議長様、ご挨拶をお願い致します。

岩鶴議長＝ただ今、議長に選出されました岩鶴密雄と申します。よろしくお願いいたします。

本年、宗祖弘法大師空海のご誕生千二百五十年の法要が十月に厳修され、明年には醍醐寺開創千百五十年の法要が厳修される予定です。その大事な時期に宗会議員に立候補させていただき、議員各位の御推挙により議長に選出されたと。心から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そして、副議長には先回同様、大原議員にご就任いただき、様々な大きな問題が山積していますが、この難局に議員各位のご協力、ご理解の元に、四年間の任期を無事に全うしたい。斯様存じております。それについて、醍醐寺内局の方々のご理解、ご協力も頂戴し、無魔成満したいと思っております。

就任に際して皆様のご厚意に感謝し、そして任期を全うするため最大の努力を惜しまないことをお誓い申し上げてご挨拶にさせていただきたいと思います。

―一同、拍手―

小暮幹事＝続きまして副議長様、お願いいたします。

大原副議長＝先ほど、議員の皆様にご推挙いただき、副議長を務めさせていただく大原です。微力ではございますが、議長を支え、円滑な議会運営と宗団の更なる発展のために努力していく所存です。よろしくお願いいたします。

―一同、拍手―

小暮幹事＝それでは議長様、議長席にお願い致します。

（岩鶴議長、議長席へ）

岩鶴議長＝それでは、議席の決定をしたいと思います。今まではくじ引きで席を決めていましたが、何かご意見がございましたら、お願いします。

―無言―

岩鶴議長＝無ければ、くじ引きで議席を決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

―「異議なし」の声―

岩鶴議長＝それでは事務局、お願いします。

（抽選が行なわれる）

岩鶴議長＝それでは席のご移動をお願いします。

（議席が決定され、各々席に着く）

岩鶴議長＝今お座りの議席が四年間の任期中、変わることはございません。ご自分の議席番号をご記憶ください。

それでは、暫時休憩に入ります。

―午後三時二十三分から午後三時三十三分まで休憩―

小暮幹事＝それでは、議席の確認をさせていただきます。

一　番　大道　厳猛
二　番　岩鶴　密雄
三　番　和気　正真
四　番　藤澤　寛秀
五　番　橘　栄徳
六　番　今井　奉一
七　番　大原　弘敬
八　番　丸山　亮淨
九　番　大塚　静弘
十　番　谷山　光信
十一番　黒岩　聖款
十二番　岩城　秀親

（番外席は次の通り）

番外一番　壁瀬宥雅・宗務総長
番外二番　仲田順英・総務部長
番外三番　浦郷宜右・教学部長
番外四番　三好祥徳・財務部長
番外五番　田中祐考・伝法学院長
幹　事　小暮徹順・総務課長

（午後三時三十五分より開会式）

開会式

―御法楽―

管長猊下告諭（宗務総長代読）

新たに宗会議員に選出された皆様、今後四年間、宗団のために尽力くださいますよう、お願い申し上げます。

今、世の中に目を向けると、新型コロナ禍で停滞していた社会活動が徐々に活発となり、街にも賑わいが戻りつつあることが分かります。

しかし、その一方で、新たな一歩を踏み出せず、立ち直る気力を持てない人がいることも忘れてはなりません。悩みを抱え苦しむ人の声に耳を傾けること。その重要性をもう一度心に刻んでください。

宗会議員の皆様が醍醐派教師の先頭に立って、より良き社会のために活動していただくことを切に願い告諭といたします。

令和五年七月十日

真言宗醍醐派管長

大僧正　仲田　順和

壁瀬宗務総長＝管長猊下はお元気にお過ごしでいらっしゃいますが、このところ足が少し不自由になっておられます。加えて、コロナのほうも少し増えておりますので、ご高齢のこともあり本日は欠席させていただきます。皆様方にくれぐれもよろしく伝えておくように承っておりますので、お伝えいたします。以上でございます。

議長答辞

岩鶴議長＝宗会議員の選挙も無事に終わり、本日十二名の新たな議員が登山してまいりました。残念ながら、管長猊下には近年お会いできていないので寂しい想いはするのですが、総長以下、全役員のご努力によって、本山、宗団の運営が滞りなく進んでいる。大変、喜ばしいことだと思っております。

また、先ほどの告諭にもございました通り、コロナも少し落ち着いてきました。様々な規制の緩和もあるのですが、残念ながら少し気の緩みも早かったようで、感染者が増大しています。我々、一門寺院の檀信徒でも、コロナウイルスに感染した者もおりますが、三年間滞っていたお寺の行事も本年から徐々に復活し、賑わいを見せるのかなという気がしております。

同時に、本年は宗祖弘法大師ご誕生千二百五十年の法要。そして、明年は醍醐寺開創千百五十年の法要と大きな法要を二つ抱えています。その間、宗会として、議員として、様々な議決をしなければならないことが多々あろうかと思います。各議員の熱意と理解、助力によってこの二ヶ年を無事に過ごせるよう、心から願っております。

本年から四年間、十二名の議員共々、よろしくお願い申し上げ、内局との適切な関係を構築していきたい。斯様存じます。これからよろしくお願いいたします。

（午後三時四十四分に開会式終了）

小暮幹事＝議長にご報告申し上げます。定員十二名、出席者十二名。『真言宗醍醐派規則』第二章第六節第二十二条の規定を満たしておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。臨時宗会の開会宣言を、議長様お願いいたします。

岩鶴議長＝ただ今事務局のほうから議会の成立について報告がありました。令和五年度の臨時宗

会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
それでは、最初に委員会の構成を行ないたいと思います。本来であれば、別室に移り、時間を取ってどなたがどの委員会の配属になるかをお話しするのかもしれませんが、いかがいたしましょうか。別室を設けて委員会構成をする時間を取るのか。それとも何か腹案があればお願い致します。

―「議長一任」の声―

岩鶴議長＝議長一任という声がありましたが、他に何かございますか。

―無言―

岩鶴議長＝よろしゅうございますか。

―「異議なし」の声―

岩鶴議長＝それでは、議長一任というお声をいただきましたので、私のほうから案を申し上げます。よろしいですか。

―「はい」の声―

岩鶴議長＝議長、岩鶴密雄。副議長、大原弘敬。
次に委員会構成に入ります。委員会は、常置委員会、五名。予算委員会、五名。決算委員会、三名。請願委員会、三名。特別委員会は随意ですが、一応、二名。署名委員、二名の委員を申し上げます。
常置委員会。大原弘敬議員、大塚静弘議員、和気正真議員、大道厳猛議員、岩鶴密雄。以上、五名です。
予算委員会。岩城秀親議員、今井奉一議員、谷山光信議員、橘栄徳議員、藤澤寛秀議員。以上、五名です。
決算委員会。大塚静弘議員、丸山亮淨議員、黒岩聖款議員。以上、三名です。
請願委員会。大道厳猛議員、今井奉一議員、和気正真議員。
署名委員。丸山亮淨議員、橘栄徳議員。
院内幹事。谷山光信議員。和気正真議員。
以上、ご異議のある方は挙手をもって、どうぞ。

―無言―

岩鶴議長＝ではご賛同いただける方は挙手をお願いします。

―全議員、挙手―

岩鶴議長＝全会一致で委員会、委員が確定いたしました。
続きまして、各委員会の委員長ですが、これには少し時間を取っていただいて委員会毎に委員長を決定していただきたいと存じます。
場所を変えて少し時間をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

―「異議なし」の声―

岩鶴議長＝それでは、ただ今、午後三時五十分ですので、十分間、申し上げた通り、委員会毎にお集まりいただき、委員の互選によって委員長を決定していただきたい。斯様存じます。暫時、休憩に入ります。

―午後三時五十分から午後四時まで休憩―

岩鶴議長＝それでは、再開いたします。各委員会に置いて委員長の選出がなされたと思いますので、各員会から発表をお願いします。
まず、常置委員会から発表をお願いします。
大原議員＝常置委員会の委員長は、岩鶴密雄議員に決定いたしました。
岩鶴議長＝副委員長は。
大原議員＝大原弘敬です。
岩鶴議長＝続いて、予算委員会、発表をお願いします。
岩城議員＝私、岩城が委員長に選ばれました。
岩鶴議長＝続きまして、決算委員会、お願いします。
大塚議員＝決算委員会は私、大塚が選ばれました。
岩鶴議長＝次に、請願委員会。
大道議員＝私、大道が選ばれました。
岩鶴議長＝確認いたします。常置委員会・委員長、岩鶴密雄。予算委員会・委員長、岩城秀親議員。決算委員会・委員長、大塚静弘議員。請願委員会・委員長、大道厳猛議員。よろしゅうございますか。

―「はい」の声―

岩鶴議長＝では、事務局のほうでこれを清書していただいて、後で配布してください。
壁瀬宗務総長＝議長。
岩鶴議長＝番外一番、宗務総長。
壁瀬宗務総長＝改めまして、今回の宗会議員改選において、宗会議員にご就任されましたこと、誠におめでとうございます。今回の改選において、六名の新しい議員をお迎えすることになりました。私共内局も緊張感を持って今宗会に臨んでいるところでございます。
今般の宗会議員選挙の報告に先立ちまして、内局のご紹介をさせていただきます。
番外一番、壁瀬宥雅・宗務総長です。番外二番・仲田順英・総務部長。番外三番、浦郷宜右・教学部長。番外四番・三好祥徳・財務部長。番外五番、田中祐考・伝法学院長。以上、管長猊下より任命いただいています。
そして、議会の円滑化を図るために、幹事に小暮徹順・総務課長を指名しています。また、書記を十名指名していますことをご報告いたします。
それでは、選挙長であります番外二番、総務部長より今般の選挙の経緯についてご説明申し上げます。
仲田総務部長＝今宗会議員選挙のご報告をさせていただきます。
宗会議員、任期満了に伴う真言宗醍醐派宗会議員選挙を今般実施いたしました。
令和五年四月十八日に本庁より宗会議員選挙のお報せを発送。四百九十八通です。同年五月一日に管長猊下より総務部長であります私が選挙長を拝命。同日に管長のご指示により、宗会議員選挙

を令和五年六月十四日に執行することを『告示第一号』として告示いたしました。この告示を掲示すると共に末寺に発送。『神変』別冊にも掲載いたしました。

令和五年五月十日、選挙・被選挙人名簿を「告示第二号」として告示。宗教法人の代表役員である正住職、正主管者に送付いたしました。発送数は四百九十八通です。同日、立候補の受付を開始。

同年同月十六日付で、『真言宗醍醐派規則』第二章第六節第十八条第二項によって特任議員二名の指名が管長猊下よりあったとの報告を、宗務総長より受けました。

同年五月二十日午後六時、立候補届締め切り。立候補者が十名であることを確認し、管長、宗務総長へ報告をいたしました。

同年五月二十五日、選挙人・被選挙人名簿の異議申し立ての締め切りを受け、異議がなかったことを確認。

翌日五月二十五日に立候補者の辞退無きことを確認し、管長、宗務総長に報告いたしました。

同日、特任議員を含めた修正名簿の作成に入り、翌日の五月二十六日『告示第三号』として特任議員二名を告示。『告示第四号』として立候補者の氏名を告示しました。合わせて『真言宗醍醐派規則』第二章第六節第十八条第一項の規定に基き、立候補者十名の無投票当選を、管長名において告知しました。『告示第三号』、『告示第四号』、無投票当選の告知を当日発送いたしました。

同年五月三十日、選挙・被選挙人の修正名簿を、宗教法人の正住職、正主管者に発送。合わせて、無投票で選挙の無い旨の通知と立候補者一覧を送付しました。

同年六月十四日、『告示第五号』により、公選議員十名の当選を告示。公選議員十名と特任議員二名に当選を通知しました。

同年六月二十四日、異議申し立て期間が終了し、異議申し立てが無かったことを確認。管長、宗務総長に報告。六月二十五日に、議員十二名に本日と明日の臨時宗会の告示、ご案内を発送しました。

今回の宗会議員選挙は有効有権者数、四百三十八名。前回は四百七十四名でした。立候補者十名については無投票ということでした。以上が選挙概要です。ご報告させていただきます。

岩鶴議長＝委員会構成はできていますか。

小暮幹事＝はい。

岩鶴議長＝では、配ってください。

―委員会構成を配布―

岩鶴議長＝今、皆様に配ったものは、議席並びに委員会構成の資料です。間違いがないかご確認いただきたいと思います。

岩城議員＝宗会議員の立候補届のことなのですが、「各宗務所、宗務本庁でひな型を用意しています」と書かれていますが、ひな型というのはあくまで見本で本紙そのものではないと思います。この文章を普通に読むと、見本をいただいて、それを参考に自分で作って出せということになるのではないかと。

今後のこともあるので「ひな型を用意している」というのはおかしいのではないかと思います。

岩鶴議長＝ありがとうございます。今、岩城議員がおっしゃったように、ひな型が用意してあって、それを見て自分で作るのか。それともひな型をそのままダウンロード、プリントアウトして使うのか。そういうお話だと思うのですが。

仲田総務部長＝ひな型というのは見本ですから、そのまま出していただいて大丈夫と思いますが。統一しておいたほうが良いということですか。

岩鶴議長＝そうですね。ひな型ですから。

岩城議員＝この文章を普通に読めば、「自分で作れ」ということだと。私も自分で作りましたが、そうでないのであれば、ひな型ではなく立候補届そのものが宗務本庁、宗務所にあるということを書いてもらわないと。ひな型は見本ですよ。これに書いて有効なのですか。

岩鶴議長＝では、ひな型という言葉を取れば良いですね。

岩城議員＝私はそう思います。

仲田総務部長＝分かりました。

岩鶴議長＝では、次回からはそういう形で分かるようにしたいと思います。

当局から何もないようでしたら、これで閉会したいと思いますが。よろしいですか。

壁瀬宗務総長＝はい。

岩鶴議長＝それでは、本日の臨時宗会を閉会します。

（午後四時十五分より閉会式）

閉会式

―ご法楽―

宗務総長挨拶

壁瀬宗務総長＝臨時宗会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中ご参集賜り、誠にありがとうございました。

今臨時宗会において、正副議長が選出され、議席が決定され、委員会構成ができあがったということで、議会としての機能がこれで確立されたということです。今後四年間、よろしくお願い申し上げます。

告諭にもございましたように、今年は「弘法大師ご誕生千二百五十年」。また、明年は「醍醐寺開創千百五十年」という年に当たっています。コロナ禍が終わりまして、これから醍醐派が一丸となって前へ進んでいかなければならない時です。

また、今般、九州北部、中国地方が大変な大雨で被害が出ている該当地区の皆様、心からお見舞い申し上げます。何とか被害が最小限に止まることを念じております。

以上を持ちまして、臨時宗会は終了ですが、明日、改めて臨時宗会を開催いたします。よろしくお願いいたします。また、議員各位で申し合せねばならないことを箇条書きにしたものがございますので改めて提示させていただきたいと思っています。

小暮幹事＝以上をもちまして、閉会式を終わらせていただきます。皆様におかれましては長座に亘り、誠にありがとうございました。

（午後四時十九分閉会式終了）

令和五年七月十一日 真言宗醍醐派臨時宗会

（議事要録）

議席決定

（「議席については任期中変わらず」ということで提案。了承される。）

一　番　大道　厳猛
二　番　岩鶴　密雄
三　番　和気　正真
四　番　藤澤　寛秀
五　番　橘　栄徳
六　番　今井　奉一
七　番　大原　弘敬
八　番　丸山　亮淨
九　番　大塚　静弘
十　番　谷山　光信
十一番　黒岩　聖款
十二番　岩城　秀親

（番外席は次の通り）
番外一番　壁瀬　宥雅・宗務総長
番外二番　仲田　順英・総務部長
番外三番　浦郷　宜右・教学部長
番外四番　三好　祥徳・財務部長
番外五番　田中　祐考・伝法学院長

幹　事　小暮　徹順・総務課長

（午前九時三十四分から開会式）

開会式

小暮幹事＝それでは、開会式に移らせていただきます。ご法楽いたします。

―御法楽―

管長猊下告諭（壁瀬宗務総長代読）

告諭。昨日に続き、本日招集した臨時宗会に、お忙しい中時間を割いて参集いただきましたこと、誠にありがたく感謝申し上げます。

さて、来たる令和六年は、聖宝理源大師が醍醐寺を開かれてから千百五十年という節目の年であります。この記念すべき年をどのように荘厳して迎えるか。それは醍醐寺だけではなく、醍醐寺を本山とする宗団の未来を築くことでもあります。

醍醐寺は開創以来多くの信心に支えられて、真言宗の中心的寺院として続いてきました。しかし、それは戦乱や災害による荒廃からの復興の歴史でもありました。近年も落雷や台風によって大きな被害を受けております。中でも、小野法流の中心である三宝院流の根源ともいえる三宝院、仁王門を越えた北側に広がる旧三宝院の跡地は、平成三十年の台風でほとんどの樹木が倒れ、無残な姿となっております。内局から復興に関する提案がありますので、十分に論議を重ね、より良い方向に進むことを望んでおります。

最後に皆様のご健勝を祈念し告諭といたします。代読。

令和五年七月十一日
真言宗醍醐派管長
大僧正　仲田　順和

議長答辞

岩鶴議長＝先ほど、管長猊下からのお言葉にあったように、明年は醍醐寺が開創されて千百五十年を迎えます。その長きに亘る歴史の中で伝統、文化、そして法流を伝えてきた真言宗の中でもきってのご本山だと思います。その伝統とこの醍醐寺を守るために、来年、我々宗会議員として、宗団としてどう在るべきかということを本日、第一号議案に上程されました醍醐寺開創千百五十年慶讃勧募について慎重審議を重ねてまいりたい。

本日十二名の参加議員、そして本山内局のご重役方々、共に協力し合い、無事に成功裏に進めていきたい。甚だ簡単ではございますが、答辞とさせていただきます。

小暮幹事＝議長様、議長席にお願いいたします。

―議長、議長席へ―

小暮幹事＝議長にご報告申し上げます。定員十二名、出席者十二名、真言宗醍醐派規則第二章第六節第二十二条の規定を満たしておりますので、本会が成立いたすことをご報告申し上げます。真言宗醍醐派規則第二章第六節第二十条、真言宗醍醐派宗制第三章第六節第九十一条の規定によりまして、臨時宗会の開会宣言を議長様、お願いいたします。

岩鶴議長＝先ほど事務局からご報告がありましたように、定数を満たしています。本日の臨時宗会、開会いたします。よろしくお願いします。

毎回ここで委員会構成をするのですが、昨日の臨時宗会において委員会構成は終了しています。事務局から申し上げた議席並びに委員会構成については、任期四年間変わることございませんのでご承知おき願いたいと思います。

では、番外のほうからお願い致します。

壁瀬宗務総長＝番外一番、壁瀬です。よろしくお願い申し上げます。昨日に引き続いて、臨時宗会開催にご出席賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年十一月一日より、私共の内局は第四期目に入りました。管長猊下の指針に応えるべく、新たな気持ちで今後の四年間を務めてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

改めて内局をご紹介します。まず番外一番、宗務総長、私、壁瀬宥雅です。番外二番、仲田順英・総務部長。番外三番、浦郷宜右・教学部長。番外四番、三好祥徳・財務部長。番外五番、田中祐考・伝法学院長。

以上、管長猊下より任命いただいています。また、本会議の円滑化を図るために、幹事並びに書記を指名いたしました。幹事として、小暮徹順・総務部課長。書記として、百目鬼幸秀・教学部課長、壁瀬智泉・総務部課長補佐、飯田俊海・教学部課長補佐、工藤泰光・財務部課長補佐、渡邊慧海・総務部係長、岩井美晴・財務長、長瀬福男・参与、柴田千帆・総務部本庁担当、米田景子・教学部本庁担当、太田素子・財務部本庁担当。以上を指名いたしました。

さて今般、先の第七十五次宗議会にお出になっていない、新しく議員になられましたお方もおられますので、先般の第七十五次宗議会において示

しました内容をご説明いたします。

まず第一番に、昨年の十月に開催いたしました太元帥大法についてでございます。実に醍醐寺では百五十年ぶりにこれを行なったわけですが、多くの参座者を得まして、大変意義深い法要になったと思っているところです。

そして二番目には、弘法大師のご誕生千二百五十年の慶讃法要について申し上げました。醍醐寺では、来たる十月二十一日にこれを開催いたします。なお、法要の内容としては、庭儀の中曲付きの理趣三昧を今のところ考えています。詳細については後刻ご案内をします。また、醍醐寺以外、真言宗としては、三月十三日には教王護国寺において、飛鷹全隆長者御導師の下、各山会の千二百五十年の法要がございました。そして、善通寺においても、去る五月二十四日に法要がございまして、醍醐寺で一座これをお勤めいたしました。

次に三番目は、醍醐寺開創千百五十年法要についてご報告等をいたしました。これについては後ほど詳しく申し上げますので、ここでは割愛します。

第四番目には、醍醐寺アカデミーの進捗状況につきご報告をいたしました。

第五番目としては、本年二月二十三日に行いました五大力の法要。コロナ禍からようやく脱しまして、大変多くの参拝者で賑わいました。そしてその中で金堂内の内拝を新しく行ない、千名の参加者を得たというお話をしました。

第六番目に、宗団の体制について小委員会を開くということをご報告申し上げました。

第七番目が伝法学院の報告、第八番目が種智院大の近況、第九番目として、これは毎年行っております宗教法人についての理解についてご報告を申し上げました。

第十番目に醍醐寺の報告として、醍醐寺の一部の土地を使ったグループホームのご報告。第十一番目には、各山会において二〇二六年の夏に東京国立博物館において、「真言の名宝」としての特別展を開催するというご報告をしたわけでございます。

以上のようなことを施政として、今年進んでまいりたいということで、ご報告をしたわけです。

来年の醍醐寺の開創法要は五十年前にも当然醍醐寺開創千百年法要がございました。その折はちょうど私が学院を出たところで、初めて法要というものに接した最初でした。昭和五十一年、一年遅れでそれが行なわれたわけですが、当時は大変力が入っておりまして、今の修証殿ができまして、そしてその二、三年後には霊宝館の収蔵庫が完成したという時代でした。非常に右上がりの時代ではありましたが、建設費が非常に高騰していたということが当時の『神変』を見ますとよく分かるような記載がございました。そのようなところから五十年を経て、明年は千百五十年ということで、感慨深いものがあるわけでございます。

以上、私のほうからは第七十五次宗会の概要を説明いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

岩鶴議長＝ありがとうございました。順番が逆になってしまったのですが、今回新たに宗会議員に当選された議員の方もたくさんお見えになります。ここで自己紹介を少しお願いしたいと思います。席順でお願いします。

―各議員、自己紹介―

岩鶴議長＝それでは、早速審議に入りたいと思います。本日上程されました議案は一件です。第一号議案「総本山醍醐寺開創千百五十年慶讃の勧募に関する件」です。事務局からご説明をお願いいたします。番外一番、宗務総長。

壁瀬宗務総長＝それでは、第一号議案「総本山醍醐寺開創千百五十年慶讃勧募に関する件」でございます。令和六年、二〇二四年は醍醐寺にとって重要な年となります。醍醐寺開創千百五十年の正当となるわけです。法要については、二〇二四年十一月に五日間に亘ってこれを執り行ないたく、準備に入っています。この五日間という期間の根拠は、五十年前の開創千百年に倣うものです。その記録によると、昭和五十一年五月十七日の鎮守法楽大般若転読法要から始まり、二十一日の柴燈護摩供まで五日間で実に合計十六の法要が組まれていました。千百五十年の法要はこれに準ずるということですが、法要数は十座以内としたいと思っています。

基本的な方針として、醍醐寺が継承しております三つの法流、一つは真言密教の「三宝院憲深方」、そしてもう一つは修験道の「恵印法流」、そしてあと一つは顕教の「三論」です。密教法要としては、庭儀曼荼羅供を中心に行ないます。修験道は恵印法要と柴燈護摩、三論として竪義会を配し、そしてこれに外護団体の法要を加えるという形で組み立ててまいりたいと存じております。

次に記念事業としては、告諭にもありました本堂の西側の旧灌頂院、三宝院跡地の整備事業の一本といたしたいと思っています。先に実施しました保存活用計画において、今後の醍醐寺の境内の活用法が大掴みに定められています。これに基づいて、現在幾つかの組織とその具体性について協議中です。これらについても、決定次第ご報告をしてまいります。

その中で、先の台風による倒木で失われた仁王門内の南北の広大な地域の景観整備と活用は中心と成すものです。企業の協力等も今後具体化するものと考えています。更に桜の馬場の土の入れ替えと植樹、霊宝館の空調システムの改修事業を含めますと、総事業費の規模は五億円の費用となります。

醍醐宗団として、まず法流の原点である三宝院跡地の整備、荘厳をし、そして続く諸事業の皮切りとしていただきたく存じています。具体的には仁王門を入って北側の三宝院の跡地、灌頂院の技巧が残されている一帯は倒木によって参道から民家などが見え隠れし、醍醐寺の聖域としての景観を欠いた状態となっています。よって、ここに盛り土や必要ならば伐採、抜根もして、桜の植樹を行なって、台風以前の威厳のある伽藍の佇まいに戻してまいりたいと思っています。

完成の暁には、その一帯に例えば「法流の杜」等の名称を付け、醍醐派寺院、教会の力によってこの杜ができたということを末永く顕彰されるようにしてまいりたいと思っております。

この事業規模が一億円です。宗団挙げてのご協力をお願いしたいと思います。この慶讃事業に関して、先の第七十五次定期宗会においてその概要をお示しいたし、そしてご賛同をいただいています。その内容としては、宗団は総額五億円の事業のうち、仮称ですが「法流の杜」の整備費一億円を担っていただくということです。

更に、具体的には年間の寺院・教会の宗費の総額が約二千五百万円ですので、一億円を徴収するにはその四倍が必要であるということになるわけです。その納入方法としては、これを一度に納めていただくのはご負担が大きいということから、三年度までの分割を考えています。もちろん二分割も結構です。三年度ということになりますと、一年度に約一・三倍の宗費を三年間に亘ってご納入いただくという方法になろうかと思います。完納していただいた宗務所下の寺院、住職には、僧階を含めた特遇を考えているところです。

前回の聖宝理源大師の御遠忌は十二、三年前でしたが、その折の予算規模は十億円でした。宗派は宗費の十倍をお願いしたわけです。しかし、今回は事情が異なっています。コロナ禍間もない諸事情を鑑みまして、四倍としました。そして、達成額を一億円といたしました。しかし、この四倍は本庁としてはマストになるわけです。そこで、宗務所にお願いをいたしまして、百パーセントのご納入をお願いしたいと思っています。納入の方法も一括、分割、それは各宗務所の選択制としました。二〇二五年度までに完納をしていただきたいということです。そして完成した仮称ですが「法流の杜」には、宗務所名、寺院名、住職名を明記し、末永く顕彰してまいります。

以上ですが、この他にも桜の植樹を希望される方には、一本三十万円から百万円でこれを受け付けてまいります。これもご芳名を明記します。そして、住職以外の教師の方々については、一口一万円、三口以上の勧募をしてまいります。金額に応じて僧階昇補の対象としたいと存じています。

従って、第一号議案としては醍醐寺三宝院跡地に形成する仮称「法流の杜」整備のため、宗団として一億円を担っていただくこと。そのために宗費の四倍を宗務所単位でご納入いただくことです。以上、上程いたします。よろしくお願い申し上げます。

岩鶴議長＝今、当局からご説明がございました。それについてご質問等ございましたら、挙手をもってどうぞ。

丸山議員＝宗費について、二千五百万円というお話がありました。一億円という金額は、各宗務所下寺院、直轄寺院の宗費が合計で二千五百万円であることから決められたということでした。そもそもですが、一ヶ寺毎の宗費はどのような形で決められたのか。そして各宗務所への割り当てがあるわけですが、大きな事業の時にこの金額で良いのか。例えば、もう一回この各宗務所の宗費を見直してみてはどうなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

壁瀬宗務総長＝二千五百万円は予算額ではなくて実際の納入額です。まず宗費の在り方というものは、宗務所にこれを賦課するのが醍醐派の今まで行なってきましたところです。そしてその賦課については、かなり以前ですが、地域差を考慮した見直しをいたしました。これを更にもう一度しなければならないということは現在考えています。寺院数と地域差を考えて賦課額をそれぞれ算定したということです。

そして、宗費の見直しについてですが、これは安定財源が宗団にとって非常に必要ですので、ただ今小委員会を随時開催しながら宗費の在り方、そしてその公平性というような事々を考えながら、現在三回、小委員会を開いています。これは待ったなしですので、できるだけ早く結論を出してまいりたいと思って今進めているところです。

岩城議員＝総額五億円ということですが、まだ来年のことですから細かいところまでは無理かと思いますが、もう少し具体的な予算と言いますか内訳をお聞かせください。当然法要等も入っていると思うのですが、その具体的なものを口頭ではなくて、ペーパーというか、何かで示していただくことはできないのでしょうか。

壁瀬宗務総長＝今、法要費とおっしゃいましたが、法要費は実はこの中に含まれておりません。事業費だけです。まず台風の跡地、これが恐らく四億円弱ぐらい。これは第一期です。全体となりますと、とてもその額では足りません。第一期として大体三億五千万円から四億円。そして霊宝館の空調等が一億円というような内容で考えていたわけですが、台風の跡地にはどうも四億円では足らないということが実は分かってまいりまして。恐らくほとんど跡地で五億円掛かるだろうということです。先の第七十五次定期宗会で五億円と申しましたので、今変更するとその辺がややこしくなりますので、一応五億と申し上げています。当初は霊宝館等を含めて五億円と思っていたのが、実はそれではなかなか賄えないということが最近分かってきたということです。

慶讃法要の費用や記念出版等で二千万円ぐらいのものが掛かるだろうし、文化財修復の補助金としても一千万円ぐらいはまだ掛かってまいるだろうと。その他、修証殿の建て替え等、いろいろございますので、それを含めると十億円ぐらいにはなのですが、今はそれを申しますと非常に分かりにくくなりますので、当初の五億円ということで申し上げました。

従って、台風後の整備事業としての植樹計画、すなわち台風の跡地の整備、それが約五億円になっているということです。

岩城議員＝この案件は本来ならば運営委員会的なものがあって、どのように扱うべきかということを前もって話をしておいてもらうべきものであるかと思います。また、決算をされるのであれば議員会に付託するわけですが、今の醍醐派の宗会議員は人数も限られていまして、そのような委員会はありません。もちろんここでいろんな意見を出されるのは良いと思いますが、そういう委員会的なところに付託するということは可能なのか。また、最終的に賛否を取られるのか、要望として理解しておけば良いのかということも、確認させていただきたいです。

岩鶴議長＝まず一点だけ。第一号議案ですから、議決をいたします。ここで決めるということになります。そして、他の説明はまた事務局のほうから。

壁瀬宗務総長＝もちろんもっと早い段階からそうしたことをお示しするのが当然であったのですが、ご存じの通りコロナ禍でした。醍醐寺もそうでございますが、醍醐派の末寺の皆様も恐らく大変な三年間をお過ごしになっておられ、とてもその時期にこのようなお話をすることはできなかったわけでございます。

本来ならばもう工事が進んでいなければならない、そういう時期ですが、残念ながらそうはいかない事情でした。従って、本日をスタートとして、これから三年間、三年間で無理なところは五年、十年掛かってもこれを成し遂げねばならないと思っています。開創ということを機に醍醐寺をき

ちっとした形にしていかなければならないし、そうすることが宗団にとっても必要なことであるということです。

従って、委員会等において詳細、ご忌憚のない意見を出していただくことは可能です。

岩城議員＝私が委員会でと言っているのは、制度審議会やいろいろ委員会を開かれていますが、そうではなく、宗会は予算委員会と決算委員会しかありませんが、賛否を取られるのであれば、宗会の下での委員会に付託して、ある程度忌憚のない意見を出してから採択をしていただきたいと私は思います。

岩鶴議長＝ありがとうございます。その予定をしておりまして、この案件については特別委員会、これは『宗規』『宗制』にも記載されていますが、特別委員会を設置し、今回の案件を付託し、そこで出た結論に対して最終この宗会で決議を取るという流れになろうかと思います。

その前の段階として、先ほど経過説明を含めて事業説明が若干ございましたので、今はその部分に関して皆様から質問があるようでしたらという時間です。もし他に質問が無いようであれば、特別委員会に付託をしたいと思います。特別委員会の人選は当局、宗務本庁に任せてありますので、後ほどご説明があろうかと思います。よろしゅうございますか。

―「異議なし」の声―

藤澤議員＝人選というよりも全員参加しないのですか。十二名全員ではなく、何人かだけですか。

岩鶴議長＝それを含みまして説明が。それでもしご異議があるようでしたら、その後にご異議、ご質問していただければ結構だと思います。まずどういう案かということを、宗務本庁からご説明願いたいと思います。

壁瀬宗務総長＝特別委員会の委員は全員でお願いしたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

藤澤議員＝はい。

岩鶴議長＝それでは、特別委員会は今日ご参加されている宗会議員十二名全員で開催いたします。そこに本日上程されました議案を付託したいと思いますが、異義ございませんでしょうか。

―「異議なし」の声―

岩鶴議長＝ありがとうございます。それでは、今、午前十時十五分ですから、十分後に特別委員会を開催したいと思います。本庁二階の会議室で、午前十時二十五分から特別委員会を開催いたします。よろしくお願いします。

―午前十時十五分から午前十時二十五分まで休憩―

―午前十時二十五分から
午前十一時二十分まで特別委員会開催―

岩鶴議長＝それでは再開します。先ほど、特別委員会を別室において開催し、審議していただきました。その審議内容、結果に関して、特別委員会の委員長である大原議員からご報告をお願いいたします。

大原議員＝ご報告させていただきます。先ほど特別委員会に付託されました「総本山醍醐寺開創千百五十年慶讃の勧募に関する件」、ご内局よりご説明を受けまして、一同、意見交換をさせていただきました。最終的には、慶讃事業については大同団結して宗団心を一つにして一味和合の下にこの事業を進めて欲しいということで、皆の意見が一致しましたことをご報告いたします。

岩鶴議長＝それでは第一号議案の採決に入りたいと思います。上程されました第一号議案「総本山醍醐寺開創千百五十年慶讃の勧募に関する件」について、ご賛同の方、挙手をお願いします。

―全議員、挙手―

岩鶴議長＝全会一致で第一号議案は可決されました。

壁瀬宗務総長＝ただ今、醍醐寺開創千百五十年の慶讃法要、記念事業に関して、一億円規模におきまして、仮称「法流の杜」を宗団において形成していくことを決定いただきましたこと、大変ありがたく御礼申し上げます。午後に予定をしております宗務所長会において皆様にこれをご説明して納得をしていただきたいと思っているところです。

岩鶴議長＝以上をもちまして、真言宗醍醐派臨時宗会を閉会いたします。議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

―午前十一時三十二分より閉会式―

閉会式

小暮幹事＝ただ今より閉会式を行います。ご法楽いたします。

―御法楽―

宗務総長挨拶

壁瀬宗務総長＝今般の臨時宗会におきまして、提出いたしました第一号議案「醍醐寺開創千百五十年勧募の件」に関して、これをご理解いただき議決いただきましたこと、本当に心より御礼を申し上げます。また、特別委員会において、議員各位よりいただきました様々なご意見を踏まえ、来年に行なわれる法要が立派なものになるように、そしてまた記念事業がきちんと執り行なわれるようにしてまいりたいと内局一同努力をしてまいります。ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げたいと思います。皆様、本当にお疲れになられたことと思います。本日はありがとうございました。

小暮幹事＝以上をもちまして、閉会式を終わらせていただきます。皆様におかれましては、長座に亘り誠にありがとうございました。

―内局一同「ありがとうございました」―

―午前十一時三十四分、閉会式終了―

令和五年七月十一日
令和五年度全国宗務所長会

（議事要録）

令和五年度全国宗務所長会は、去る七月十一日午後一時から総本山醍醐寺研修棟で開催。総務部、教学部、財務部からそれぞれ宗務伝達事項が報告され、午後四時十分に閉会した。

〔全国宗務所長会出席者〕

北海道宗務所長（代理）龍光寺　荻原　隆信
山形北部宗務所長　寶隆院　茅原　秀英
山形南部宗務所長　普門寺　堤　全隆
新潟宗務所長　不動院　小野　雅康
山梨宗務所長　行蔵院　壬生　浩之
静岡宗務所長　福昌院　天野　智文
三河東部宗務所長　快泉院　三宅　俊充
三河西部宗務所長　大照院　水野　興爵
尾張宗務所長（代理）寶珠院　水野　秀海
岐阜宗務所長　玉性院　玉護　雅秀
三重宗務所長　滝谷山不動院　服部　秀快
京都宗務所長　文殊院　山田　行圓
奈良宗務所長　東福寺　村岸　定光
大阪宗務所長　金剛寺　谷本　俊弘
兵庫宗務所長　大行院　上林　孝仁
美作宗務所長　天徳寺　林　晃州
備前宗務所長　金剛寺　菅野　舜仁
備中宗務所長　西光寺　黒山　良淳
広島宗務所長　明光寺　村上　公明
山口宗務所長　地蔵院　河島　法照
鳥取宗務所長　青龍寺　城光寺照進
島根宗務所長　延命寺　福田　快宥
高知宗務所長　正法寺　小松　優心
香川宗務所長　摩尼院　中筋　高照
愛媛宗務所長　蓮生寺　森岡　文雄
福岡宗務所長　阿弥陀院　浅井　戒仁
大分宗務所長　海岸寺　瀧本　峰照
肥前宗務所長　圓壽院　原　峰善
熊本宗務所長　本藏院　藏本　崇正
宮崎宗務所長（代理）光明寺　谷山　光信

〔内局側〕

壁瀬宥雅宗務総長　仲田順英総務部長
浦郷宜右教学部長　三好祥徳財務部長
幹事・小暮徹順総務課長

午後一時三分、着座。開会を前に座長選出が行なわれ、三重宗務所長の服部秀快師を座長に選んだ。その後、直ちに「開会式」が行なわれ、ご法楽の後、仲田順和管長（壁瀬宥雅宗務総長代読）は次のようにご親諭を述べられた。

親　諭（壁瀬宗務総長代読）

親諭、本日、全国宗務所長会を招集いたしましたところ、所長各位にはご多忙な中ご登山くださり、誠にありがたく御礼を申し上げます。例年五月から六月初旬に皆様にお集まりいただき、予算に基付いた宗団の方針を伝達しておりますが、ご存じの通り、本年は宗会議員の選挙がこの時期にありました。また、令和六年に迎える醍醐寺開創千百五十年に関し、新たな宗会議員の意見をいただいた上で皆様に伝えたく、七月に入ってから全国宗務所長会を開く日程となりましたこと、何とぞご海容ください。

聖宝理源大師が醍醐寺を開かれてから今日まで、醍醐寺は多くの信心に支えられ、真言宗の中心的寺院として栄えてきました。しかしそれは、戦乱や災害による荒廃からの復興の歴史でもあります。近年も落雷や台風など自然災害によって、大きな被害を受けております。中でも三宝院流の根源である三宝院、仁王門を越えた北側、旧三宝院の跡地は、平成三十年の台風でほとんどの樹木が倒れ無残な姿となっており、一日も早く荘厳さを取り戻さなければなりません。皆様のご協力を得て、よりよい方法で実施したいと思います。よろしくお願いいたします。最後となりましたが、皆様のご健勝を願い、親喩といたします。

令和五年七月十一日
真言宗醍醐派管長
大僧正　仲田　順和

壁瀬宗務総長＝管長猊下は、お元気にお過ごしでいらっしゃいます。ただ、ここのところ足が思うようになられないところがございます。加えて、またコロナが少し多くなってきました。ご高齢なこともございますので、本日この開会式には欠席ということで、代読をさせていただきました。ご理解、よろしくお願い申し上げます。

座長答辞

服部座長＝先ほどは管長猊下より御親喩を賜り、誠にありがとうございます。私共までの心身のことをお気遣いいただいた管長猊下の言葉を胸に秘めまして、本日、皆様とより良き意見交換をさせていただき、各宗務所に戻り、伝達したいと思います。

―服部座長、座長席へ―

服部座長＝ご指名をいただきましたので、座長を務めさせていただきます。三重宗務所の服部です。何分不慣れですので、皆様方のご協力を賜って無事務めたいと思います。よろしくお願いします。

では、早速ですが、宗務所長会議を進行していきたいと思います。各宗務所長様から自己紹介をお願いします。

―各宗務所長の自己紹介―

服部座長＝それでは壁瀬宗務総長、お願いしま

す。

壁瀬宗務総長＝宗務所長会の開会に当たり、宗務所長様におかれましては、法務ご多忙の中ご登山賜り御礼申し上げます。また大雨により、九州の北部、中国地方等において、大変な災害になっています。当該地区の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年十一月一日より私共の内局は、第四期目に入りました。管長猊下の指針に応えるべく、新たな気持ちで今後四年間、臨んでまいる所存です。改めて内局を紹介します。宗務総長、壁瀬宥雅です。よろしくお願いします。仲田順英・総務部長。浦郷宜右・教学部長。三好祥徳・財務部長。田中祐考・伝法学院長。

また、本会議を円滑に図るため、幹事を指名しました。小暮徹順・総務課長。そしてその他職員を後ろに待機させまして、スムーズに会議を執り行なってまいりたいと存じます。

まず報告いたしますことは、太元帥大法です。お手元の資料「1　報告事項」に従って話を進めたいと思います。報告事項「1　太元帥大法厳修報告」です。約五年間の準備をして、昨年十月に醍醐寺座主大阿闍梨の下、令和天皇ご即位の太元帥大法を厳修いたしました。太元帥大法は三宝院弥勒堂において、東面に大壇を据えて、息災、調伏の二壇の護摩壇を南北に設け、十二天壇、聖天壇を西面に荘厳し、更に添供壇を整え、十月三日に開白し、九日に無魔成満いたしました。ご出仕いただきました供僧様及び承仕の方々に御礼申し上げます。

太元帥大法は、常暁阿闍梨が西暦八三九年に唐の准南省、栖霊寺の文祭和尚から太元帥法を授けられ、翌年帰朝後、直ちに小栗栖の法琳寺にて太元帥法を修し、宮中においても後七日御修法に準じた国の安泰と陛下の玉体安穏を祈る大法と位置付けられ、室町時代後半から明治までは、醍醐・理性院にてこれが専修されるようになりました。醍醐寺において太元帥大法を行う意義は、天皇ご即位に合わせて太元帥法が千年前から行なわれ、それが醍醐寺理性院で行なわれてきた史実に基付くことは言うまでもありません。

醍醐寺内において太元帥大法を行なうのは、明治四年以来百五十年ぶりということであり、後七日御修法に準ずる大法を単独本山の宗団内で執り行なうのも、明治以来のことでありました。座主猊下はこの大法の厳修は三宝院門跡として太元帥法を継承する理性院流を有する当山の責務であるとお考えでした。

法要期間中、多くの参座者を得て、中日には各山山主猊下、ご重役をお迎えできたことを誇りとしています。また、後拝みとして道場の公開、数十年に一度しか組まれない荘厳壇に多くの関心を集めました。後世への伝承という面においても、意義深いものとなったわけです。

次に「2　弘法大師御誕生千二百五十年・真言宗立教千二百年慶讃法要」について申し上げます。弘法大師御誕生千二百五十年法要及び真言宗立教千二百年法要は、今年十月二十一日土曜日に開催いたします。法要内容は、庭儀の中曲付き理趣三昧を考えています。詳細等は後刻ご案内申し上げます。真言宗全体としては、去る三月十三日に各山会主催の生誕法要が今年の長者である教王護国寺、飛鷹全隆長者御導師の下、東寺御影堂において厳修され、真言各山から山主内局をはじめ、十人程度のご出仕によって厳かに営まれました。

また、去る五月二十四日には四国善通寺において、醍醐寺が一座法要を執り行ないました。庭儀呪立法要で、職衆は顧問様、宗会議員様を中心にご出仕いただきました。善通寺はお大師様ご誕生の地であり、ご誕生の六月十五日まで二ヶ月余りに亘って、真言各本山が一座法要を厳修し、報恩謝徳を巡らせました。

次に「3　醍醐寺開創千百五十年慶讃大法要並びに記念植樹事業について」です。令和六年、西暦二〇二四年は醍醐寺にとって重要な年です。醍醐寺開創千百五十年の正当となります。大法要は二〇二四年十一月に、五日間に亘って執り行なう予定です。この五日間の法要の根拠は、五十年前の開創千百年に倣うもので、その記録によると、昭和五十一年五月十七日、鎮守法楽、大般若転読法要から始まり、五月二十一日の柴燈護摩まで実に十六の法要が組まれておりました。今回の千百五十年の法要は、これに準ずるとはいえ法要数は十座以内としてまいりたいと思います。

基本的な方針としては、醍醐寺が継承している三つの法流、真言密教の三宝院憲深方、修験道の恵印法流、顕教の三論を顕彰していくことです。密教法要としては、庭儀曼荼羅供。修験道は恵印法要と柴燈護摩。三論には竪義会を配して、これに外護団体の法要を加える形で組み立ててまいる所存です。

次に、この千百五十年の記念事業です。記念事業は金堂の西側の旧三宝院の灌頂堂跡地を含む一帯の整備事業になります。先に実施した保存活用計画において、今後の醍醐寺の境内の活用法が大掴みに定められています。これに基付いて現在幾つかの組織とその具体性について協議中です。これらについても、決定次第ご報告します。その中で先の台風による倒木で失われた仁王門内の南北の広大な寺域の景観の整備と活用は中心を成すものです。企業群との協力等、少しずつ具体化しています。

更に桜の馬場の土の入れ替えと植樹、霊宝館の空調システムの改修事業を含めると、総事業費は五億円になります。醍醐宗団として、まず法流の原点である三宝院跡地の整備荘厳をし、続く諸事業の皮切りとしていただきたく存じています。

具体的には仁王門を入った北側は倒木により民家等が見え隠れし、醍醐寺の聖域としての景観を欠いた状態となっています。よってこの一帯に盛り土等をし、桜等の植樹を行ない、台風以前の威厳ある伽藍の佇まいに戻さなければなりません。完成の暁にはその一帯に、仮称ですが「法流の杜」等の名称を付けて、醍醐派寺院等の協力によって桜の森ができたということを、末永く顕彰されるようにしてまいりたいと思います。この事業の規模は一億円です。宗団挙げてご協力賜りたくお願

い申し上げます。

この件について、先の第七十五次定期宗会においてご賛同を得、本日開催の臨時宗会で勧募内容及び勧募方法等が議決されました。この議決により所長様方にはいろいろとお願いしなければなりません。後ほど改めて詳しくご報告を申し上げます。また、開創千百五十年を記念して、二〇二四年夏に大阪中之島美術館において、醍醐寺展を開催することが決定しています。

次に「4　醍醐寺アカデミー」の報告です。アカデミーの基本方針として運営部門と教育部門の組織化をしていきます。そして教育部門に関しては後継者育成機関としてまいります。「アカデミー」としたのは伝法学院だけではなく、アカデミーをその前段である教育機関とし、そこから伝法学院や学校、企業等へ進学、就職できるように選択肢の幅を持たせるためです。年齢や学歴を問わず、進路を自らが選択していくことができます。組織として、醍醐寺から独立したものにしてまいりたいと思っています。全てに醍醐寺が関与してまいることは言うまでもございません。現在はそれを法人化していきたいということで、準備期間としています。

そして、既に昨年八月二十七日、二十八日に、プレオープンテンプルとして第一回を開催し、第二回を今年一月二十一、二十二日、第三回を三月十二日、第四回を六月二十四、二十五日に開催しています。詳細については、総務部長からご報告申し上げます。

次に「五大力尊仁王会」についてご報告申し上げます。去る二月二十三日、厳修いたしました五大力尊仁王会は、ようやくコロナから行動制限が緩和され、多くのご参拝を得ました。我々の事前予想としては、前年の一・五倍を上限として全ての準備をしました。好天のこともあり、ほぼ上限に近い人出でした。今年、新たに取り組んだことは金堂の内拝です。金堂の中にお入りいただいて、五大尊の前で宝剣を握っていただくという形です。宝剣と五大尊は五色糸で結ばれており、五大尊のお力をストレートにいただけるという正にパワースポットです。

この内拝には、私共の予想を遥かに超え、午前九時から午後四時まで行列が絶えない状況で千人の入堂を得ました。金堂の内拝は、かなり以前から座主の構想でした。仁王会当日の諸行事に、どうしても一体感がないというところからのご発想であったと思います。しかし、当時は金堂で御影の授与等をしていましたので、内拝ができる環境にはなっていませんでした。それがこのコロナ禍を機に、御影の授与を金堂の前でするように独立させたことから、内拝が可能となりました。座主のお考え通り、お堂内を取り囲んだ内拝者と堂内法要は、独特の一体感を醸し出し、更に参拝者に力を与えたものと感じています。それと同時に、コロナが一段落したことを強く感じ、また人々の信仰心がより積極的な形を望んでおられることも実感したわけです。

次に「6　宗団財政について」です。宗費に関する小委員会は、準備会を昨年十一月二十二日、第一回を今年の一月二十七日に開催しました。委員会では本庁の宗団財政に対する考え方を述べさせていただき、委員各位から貴重なご意見を頂戴いたしました。今後続けて開催してまいります。先ほどの五大力法要で申し上げたように、各末寺におかれましても、コロナ禍を脱し以前の状態に戻りつつある手応えを感じておられると存じます。同時にその戻りのスピードが遅い、或いはコロナ前と少し形が変わってきている等、様々な感想を持っておられる面もあろうかと存じます。小委員会においてアフターコロナの状態を見極めながら、宗団財政の健全化と公平な宗費の賦課のために議論を尽くし慎重に取り組んでまいりたいと考えています。

第七番目、伝法学院報告です。伝法学院に関して、今年は七名の学院生が入学しました。久しぶりにたくさんの入学生です。既に大峯入峰、葛城入峰も成満し、二学期の加行を待つばかりとなっています。

八番目、種智院大学についてご報告します。大学運営はいずれにしても厳しいものがあります。醍醐寺の取り組みとしては、年間三名の学生に対し授業料等を助成し、送り込む方式を取っています。現在この制度を活用している学生はいませんが、今後醍醐寺アカデミーの取り組みが推進してまいりますと、その教育の一環としてこの助成制度が更に活用されることになると考えています。

九番目、宗教法人の理解です。日本社会において、コンプライアンスが重要視されて久しいと思います。成熟した社会において法令遵守はもはや少しの妥協も許されない状況であることはご承知の通りです。宗教法人において依然法人が宗教法人法を理解し、その法人が担う義務を果たしていくことは当然のことです。宗会や所長会において毎回のように申していますが、宗教法人として、醍醐寺の一員としての基本義務を務めていただくことが大切です。

宗教法人の根幹は、公告制度、認証制度、責任役員制度の三つです。公告制度は檀信徒への説明責任。認証制度は、国、社会への情報公開。責任役員制度は、管理、運営です。本庁が進めていることは、各末寺・教会が備え付け台帳を完備すること、所轄庁に提出された書類の写しを包括法人である本庁へも提出していただくことです。所轄庁への提出書類とは、役員名簿、財産目録、収支決算書、そして包括法人へは、その台帳の整備のためにこれを提出していただくことになります。そして、法人の登記簿謄本、法人規則の写し、そして代表役員の印鑑証明、所有土地建物の登記簿謄本、境内の見取り図の写しです。これも本庁に提出していただきたい。

宗教法人の公益性は国が定めるものではなく、地域を中心とした人々、国民の判断に委ねられねばならないものです。社会のニーズに如何に応えているかが重要です。数年前にお配りした「あなたのお話をお聞きします」というプレートがあります。この人々の声を吸い上げていただく。これが正に宗教法人として成さねばならない第一歩で

あろうと思っています。

十番目、醍醐寺報告です。福祉事業として、醍醐寺境内地の南側の空き地を利用したグループホームを運営しています。既に十一年目に入っていますが、順調に推移していることをご報告します。

最後に十一番目、真言宗各派総大本山会における展覧会が行なわれます。二〇二六年の夏に東京国立博物館において、読売新聞社協賛の下に、これはまだ仮称ですが、「真言の名宝」と題して特別展を開催します。醍醐寺からも数点出陳することになっています。

以上が、私からのご報告です。なお、内局のご報告が全て終わった時点で先ほど申しました「醍醐寺開創千百五十年」のご報告、ご伝達を申し上げたいと思います。

仲田総務部長＝今般、昨年十一月に再任の指名を受け、引き続き皆様方と共に宗団の発展に尽力していきたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。総務からは資料に沿ってご報告、ご伝達申し上げます。

資料は「2　令和五年度総務部基本方針と実施計画」です。基本方針は「①宗教法人としてのこれからの社会の変化への対応」。「②不活動法人対策と後継者問題」。「③正しい情報の発信と共有」となっています。宗務総長の申し上げた方針に沿った内容です。重複するところは割愛させていただきます。

宗教法人の理解は非常に大事なところになってきています。昨今、昨年の安倍元首相の襲撃以来、統一教会の問題と宗教法人等、様々な角度で語られていますが、本来の宗教の在り方である安心や祈りについて議論は全くされずに、お金や寄付の問題等違う方向に話題が逸れることが多くなっています。

しかし、千百年の伝統がある教団と戦後できたような教団が、同じ宗教法人法の中で括られているということ自体も、大きな問題があるのではないか。そういったところにも今後メスを入れていくことができればと思っています。

しかし、法の遵守は大切なことですので、何よりも備え付け書類の徹底をお願いしたいと思います。敢えて今回、再度、資料「4　包括宗教法人台帳整備提出書類」を付けさせていただきました。これは何度も出している資料ですので、読み上げることは割愛させていただきますが、少なくとも「役員名簿」と「財産目録」の提出をお願いします。役員名簿に関しては、毎年四月に総務より基本的な名簿を送付していますので、そちらにお名前を入れていただければ大丈夫なようになっています。

一番大切なのは、責任役員には任期があります。この任期満了時に忘れずに更新をしていただくことです。宗務所長様方にも責任役員の任期切れ情報等をご希望があればお渡ししていますので、責任役員、総代の人数、任期については、当該法人の寺院規則に書いてありますので必ず確認いただいて、必ずこの名簿については提出いただきたい。

併せて財産目録です。この財産目録も宗教法人ですので税金は掛かりません。株式等を資産計上しておいても、別にそこに課税されることはありませんので、財産目録についてもしっかりと備え付けをしていただきたい。

社会は今、宗教法人、宗教団体に対して、非常に厳しい目を持つようになってまいりました。しかし私達が伝えなければいけないのは、法流の伝承であり、祈りの伝承ではないかと思います。心の拠り所としての寺院・教会の重要性をしっかりと誇示し、訴えていくことが、宗教法人法を守ることに繋がっていくのではないかと思います。そういった意味でも、法流、祈りの継承については、教学部とも連携いたしましてしっかりと取り組んでいきたいと思います。

続いて、不活動法人対策ですが、これは後継者問題と非常に深い関連があります。各宗務所におかれましても、この不活動法人についてはお悩みのところが多いと思います。各都道府県によって行政の対応が区区です。担当者によっても区区になっています。積極的に申し出てご相談いただければ、本庁でも対応していきたいと思っています。

ただ、宗団財政も苦しい中で、なかなかこの不活動対策に対して大きな予算を取ることができないでおります。しかし、この不活動法人の一部が宗教法人の売買に繋がっています。昨今、報道やテレビ番組等でも取り上げられるようになってまいりました。そういったことも含めて不活動法人の把握を今後も行なっていきたいと思っています。役員名簿の提出とも関連しますが、やはり不活動であっても責任役員、総代をしっかりと入れておくことはとても大切になってくると思います。

また、これは後継者問題にも繋がります。醍醐寺アカデミーも現在順調に進んでいます。伝法学院を中心として法流の継承をしていくためにも、窓口を広くし、様々な角度から仏教、密教も学んでいただく中で後継者を育てていくプログラムです。

既に四回開催しています。何度か末寺の皆様方にもご案内を申し上げております。今年度開催分も決定していまして、ご案内もしていますが、今後もこの醍醐寺アカデミーを発展させていきたいと思っています。一応、単位制という形です。アカデミーですから単位を取った上で学院に入って勉強していただき、より良き後継者、僧侶を少しでも育てていければという目標ですが、僧侶にならなくても、密教、仏教の教えが人生の中に大きく役立っていくのではないかといった思いもございます。

またこのアカデミーには、末寺の皆様方に講師になっていただきたいとも思っています。いろいろな角度から様々なお話をしていただきたいと思っていますので、今後宗務所長様、末寺の皆様方にもご案内申し上げますので、ぜひご協力いただければと思っています。

最後に、正しい情報と発信です。宗派として迅速な情報発信を目指しています。現在、毎月必ず、『神変』別冊を送らせていただいています。重要な情報はすぐ伝達するようにさせていただきまし

た。

この他に年二回、冊子の『神変』を送らせていただきます。夏冬になると思いますが、しっかりと発行してまいります。こちらはどちらかというと学術面が主になる『神変』になっていくと思います。今の『神変』別冊のほうに宗内のご案内、また醍醐寺での様々な行事のご案内、それから末寺での行事等を掲載していますので情報発信のツールとして有効にお使いいただければと思います。

また今、末寺管理についてはコンピューターで行なっておりますが、これも時代に即したものに対応しようということで、セキュリティーを重要視したクラウド形式のものに切り替えているところです。ＩＴ格差も最近問題になっていまして、私も詳しいほうと自負していましたが、今はとてもついていけないような状態です。しかし、便利に使うことによって、安全に宗派内の皆様と情報を共有することができると思いますので、専門家にも入っていただき、分かり易いＩＴ環境の整備を行ないたいと。もちろん所謂昔ながらの『神変』もしっかりと出していくと。それからホームページ等も有効に利用して、ＩＴも積極的に使っていく両面で対応していこうと思っています。

現在、山内はしっかりとした情報セキュリティーができていますので、噂話等は出なくなっています。必ず本庁、醍醐寺から発信を『神変』でいたしますので、それ以外の何となく噂話で出てくるような情報は決して本当ではありませんので、重々ご留意いただきたいと思います。醍醐寺の中での情報セキュリティーの管理も厳しくなっています。このような形で正しい情報を発信して共有することを進めていきたいと考えています。

大きく分けますと、以上の三点です。宗務所下寺院へのご伝達をお願いいたします。実施計画については、資料に書いてあると通りですのでご一読いただければと思います。

また文化庁、関係機関からいろいろな研修会のご案内等がございます。地方でも開催されていますので宗務所長様、宗務所下寺院の方にもご参加いただければと思っております。特に不活動法人についての研修会には、ぜひご参加いただきたいと思っています。

資料「３　真言宗醍醐派寺院・教会・教師数現況」として、真言宗醍醐派の寺院・教会の教師数の現状、宗務所の異動等が書いてございます。不備があればお申し出いただければと思います。

また、文化財管理に関しては、文化財保存活用計画を三年掛かりで作成しまして、今後の醍醐寺境内での文化財の保存と有効活用について計画を立てています。ご興味のある方がいらっしゃれば保存計画書がありますので総務に仰っていただければと思います。

また、来年の慶讃法要、慶讃事業については、後ほど総長からもお願いがあると思いますが、一点、来年夏に醍醐寺展の計画がございます。大阪中之島美術館で、まだ期間は決まっていませんが、決まり次第皆様方にご案内いたします。ぜひ多くの方々に醍醐寺展へ行っていただきたいと思います。この醍醐寺展においても、法流の継承を柱に密教、顕教、修験、三憲、三論、恵印というものを一般の方々に分かり易く伝えたいと思っています。

長くなりましたが、総務からは以上です。

浦郷教学部長＝早速ですが、教学部からは事業報告と事業計画を報告させていただきます。

まずは資料「５　令和４年度宗務本庁教学部事業報告書」です。もう既に終わっていることですので、大分割愛して説明します。まず「●研修、講習会関係ですが、醍醐派の教学研修会として、令和四年八月二十三日、十一月二十七日、そして令和五年一月二十四日の三回教学研修会を開催しました。これはご来山できない方のためにＺＯＯＭでも参加できるようにした企画で、大変好評いただきました。参加者が三十七名、十二名、四十名ということで、コロナ禍においても研修会を受けられる形にしたことで上手くいきました。

以下は関連団体の講習会です。五月二十三日は各山会主催の人権推進講習会に、醍醐派より十二名が参加しました。五月十四日から十六日に開催されました青年布教研修会には、二名が参加しました。十一月十日、各山会の人権推進研修会には、醍醐派より三名が参加。続きまして、十一月十五日、十六日に開催しました部落解放の全国集会には、醍醐派より一名が参加しました。他にも講習会ありましたが、醍醐派の者が参加したものだけを記載しています。続いて裏面の二頁になります。

「●御親教・導師派遣並びに講師派遣その他」の項目です。令和四年七月十三日は、大阪の四天王寺において聖徳太子千四百年御聖忌慶讃大法会を行ない、醍醐派より壁瀬宗務総長お手替大祇師の下、五十名が出仕しました。六月十九日は、広島の浄心院において洗心会・婦人会の合同総会が開かれ、仲田総務部長が出向され、講演もしていただきました。

続いて、七月二十七日は「京の杜プロジェクト」として、福島県いわき市において桜の植樹式があり、三好財務部長が出向いたしました。十月十四日は滋賀県の正法寺において、開山千三百年ご開帳法要が営まれ、宗務総長、仲田総務部長が出向されました。令和五年三月十三日は京都の東寺において弘法大師御生誕千二百五十年の慶讃法要があり、醍醐派より八名が出仕しました。

次の項目です。「●醍醐寺教育関係の取り組み」です。記載されている小学校、中学校、大学と提携して、記載の通りのプロジェクトを行なっているところです。

その他として、令和四年度第六十回密教学芸賞、第五十四回密教教化賞の授賞式が十月十一日に須磨寺で行なわれ、醍醐派からは醍醐寺からの推薦として、東北大学の名誉教授であられます有賀祥隆先生を推薦させていただき、受賞を得ていますのでご報告させていただきます。

続きまして、三頁です。「●中止した事業」として、仏像・文化財取り扱い講座の研修会、そして、寺庭のつどい、准教師講座です。これはコロナ禍のこともありまして、中止させていただきま

す。

次に「【補足】醍醐寺の事業計画」のご報告です。法流相承関係です。得度式が五月十六日に行なわれました。

そして、これが昨年特別に行なわれたことで、六月十三日から六月二十九日に太元帥大法の伝授を壁瀬総長にお手替わりしていただきまして、開莚しました。

続いて、第五十一回修験伝法教校を九月二日から六日まで行いました。三日は修験得度式、五日は恵印灌頂を行なっております。

続いて、今年の二月七日、伝法灌頂を行ないまして、伝法学院生、三憲受者、末寺徒弟、それぞれが無魔成満しております。

続いて、法要、行事関係です。昨年七月六日、金堂で竪義会を行なっています。東大寺様より四名出仕いただいております。

続いて、十月三日より十月九日まで、太元帥大法を三宝院の弥勒堂本堂で行なっています。

続いて、裏面の四頁です。太元帥大法の終わった後に後拝みを行ないまして、十月十日から十二月四日まで道場の公開をいたしまして、総数二千九百七名がご参拝されておられます。

続いて、十一月二十七日、これは夜間拝観の時ですが声明公演を行ないまして、参座者が四十二名いらっしゃいました。

そして今年の一月八日から一月十四日に、東寺灌頂院において後七日御修法が行なわれました。醍醐派からは三重の別格本山大宝院、岩鶴密雄僧正が神供の配役の下、伴僧として出仕いただきました。その他、承仕、随行として、三重から服部快芳師、田村眞悠師が醍醐派から出仕いたしました。

続いて資料「6　令和五年度宗務本庁教学部事業計画書」です。まず研修会、講習会関係ですが、醍醐派教学研修会として八月二十八日から三十一日の間で開催をするように計画しています。その下も八月下旬とありますが、恐らく同じ日、若しくは同じ時期に、「真言宗について」と「弘法大師について」の研修会を行ないたい。これは真言宗立教千二百年、弘法大師御誕生千二百五十年の記念の年でありますので、記念講演として大学の先生をお呼びして、ご講義を賜りたいと計画しています。ご参加いただきたいと思います。

続いて、声明研修会を九月十二日、九月十九日、九月二十六日の三回を計画していますが、三回全てやるかどうかは検討中です。日にちはこのように決定しています。

続いて、「易学等の占術」と書いてありますが、これは予てより静岡宗務所様からご要望があった中の一つで、静岡宗務所下で会所を用意していただいて、そこに易学の先生を派遣して開催する計画をしている最中です。これは別に静岡宗務所下だけの話ではなく、全国どなたでも参加できるように計画しています。

続いて、「寺庭のつどい・准教師講座」です。「寺庭のつどい」は、できれば十二月に行ないたいと思っていますが、まだ確定ではございません。あと、この「寺庭のつどい・准教師講座」は絶対に本山でやらなければならないということではございません。ご要望があれば講師を宗務所へ派遣いたしますので、お声を掛けていただければ段取りいたします。

続いて、真言宗各山会の人権推進研修会は毎年秋にございます。これはまだ日にちが決まっていませんので、決まりましたら『神変』で参加を募集しますのでよろしくお願いします。

続いて、九月十三日から十五日、青年教師布教研修会が二泊三日で奈良の東大寺と西大寺で行われることになっております。これも『神変』で募集いたします。

これらの研修会、講習会はわざわざ本山に来ていただかなくても、ＺＯＯＭで参加できるようにしています。また前回の研修会からは、研修会の内容を録画いたしまして、当日の都合が悪くても、後からご視聴できるような体制にしています。全部『神変』にて案内、ご報告いたしますので、できれば参加していただきたいと思っております。これによって全国どこにいらっしゃっても学ぶ機会は平等になると考えています。ぜひ参加をお願いします。

続いて、左隅に「済」と書いてあります。これは全て終わった行事になります。四月二十日は東京で、同宗連の総会が開かれ、私と飯田教学課長補佐が参加しました。続いて六月六日には各山会の人権推進講習会が開かれ、醍醐派より三名が参加しました。

続いて、次の項目です。「●御親教・導師派遣並びに講師派遣その他」です。五月二十四日に香川・善通寺において、弘法大師御誕生千二百五十年記念大法会が行われまして、咒立二箇法要を厳修いたしました。大阿お手替壁瀬総長の下、職衆十二口で厳修いたしました。

裏面ご覧くださいませ。補足として、醍醐寺の事業計画です。法流相承に関係して、十月七日から十一日まで、四泊五日で恒例の修験伝法教校を開催します。後ほどご案内を差し上げますので、詳細ご確認いただければと思います。

続いて、十二月上旬に太元帥護摩伝授を開莚予定です。許可灌頂を受けていない方も受けられるように手配いたしますので、ぜひ伝授を受けていただきたいと思っています。そのための次第も作っていますので、整いましたらご案内申し上げます。

続いて、十二月十四日、伝法灌頂を開壇する予定です。その下、「済」と書いてあります「三宝院流得度式」は五月十日に得度式を終えています。

続いて次の「●法要、行事関係」です。十月二十一日、弘法大師御誕生千二百五十年慶讃法要を金堂で行なう予定です。総長よりご報告があって、繰り返しになりますので割愛させていただきます。

続いて、十一月六日、竪義会を同じく金堂で厳修する予定です。十一月二十三日は夜間拝観の時間帯に、声明公演を開演する予定です。

そして翌年一月八日から一月十四日の後七日御修法は各山会から出仕のご要望があれば、伴僧と

承仕、随行を醍醐派から一名ずつ選出して、出仕をする予定です。

その下は「済」です。四月九日、新潟の菅谷寺において、仁王会の法要を厳修していただき、新潟宗務所下寺院より十三名が出仕して、午前と午後、二座厳修していただきました。

以上が、今年の事業計画書です。これらの行事、法要は『神変』に案内を必ず出しますので、そちらで見ていただいて、詳細をお聞きになりたい方は教学部にご連絡いただければお答えいたします。よろしくお願いいたします。

三好財務部長＝財務よりご報告申し上げます。お手元の資料「7　寺院・教会宗費納入状況表」をご覧ください。令和四年、二〇二二年度の欄をご覧いただきます。下の合計、賦課額二千二百九十九万六千七百八円。そこから免除額百十七万四千八百四十四円を引きました納入額が、二千百八十二万千八百六十四円です。免除寺院以外から百パーセントの納入をいただくことができました。御礼を申し上げます。

今後は今まで以上に早めの納入を、伏してお願い申し上げたく存じます。宗団財政は大変厳しい運営をしています。今まで以上にご協力をよろしくお願い申し上げます。

併せて資料「8　令和五年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算書」も、お手元にご用意させていただきました。ご一読をいただきますよう、お願い申し上げます。これからも引き続きご理解とご協力をお願い申し上げ、財務からの報告、伝達とさせていただきます。

服部座長＝それでは、開会から一時間二十分程経ってまいりました。ご説明に対しての質疑応答ということになろうかと思いますので、ここで一時休憩いたします。再開は十四時三十分とします。よろしくお願いします。

―午後二時十八分から午後二時三十分まで休憩―

服部座長＝それでは、再開します。まず、宗務総長様からご説明を賜りました後、質疑応答に入りたいと思います。宗務総長様、よろしくお願いします。

壁瀬宗務総長＝それでは、お手元に「醍醐寺開創千百五十年慶讃事業・寄付について（案）」というのがございます。

それに基づいてお話をするわけですが、これをまず先に読ませていただきます。令和元年の台風により、醍醐寺の仁王門内参道両脇を始めとする下伽藍、上醍醐など、多大な倒木被害を受けました。醍醐寺は今後百年、千年先を見据え、醍醐寺保存活用計画をいち早く策定し、令和六年に迎える醍醐寺開創千百五十年慶讃事業として、旧三宝院灌頂院跡地の整備と植樹を、醍醐寺法流継承の証しとして進めてまいることといたしました。

醍醐寺開創千百五十年慶讃事業とは。目的、法流の次世代への継承のため整備、醍醐寺に伝わる法流について、分かり易く説明できる場所として旧三宝院跡を整備する。

末寺・教会・教師の方々の憩いの場、瞑想の場、祈りの場として活用できる場所として整備する。事業内容、台風雨の境内整備事業と植樹計画として、総額五億円を計画しております。その内一億円を宗団としての納入目標金額とし、真言宗醍醐派末寺・教会・教師の皆様へお願いすることを、本日、令和五年七月十一日の臨時宗会で決議されました。

まず、宗内末寺・教会は令和五年度の宗費賦課額金額を基準として、宗費賦課金額の四倍を義納金として宗務本庁に納める。納入方法は、令和七年度末を期限として、三年間です。令和五年三月より三年、二年または一括でも可能です。二年というのは二分割という意味です。現金または専用振込用紙にて納入をするものとする。宗務所所属寺院は、宗務所が一括して取りまとめることとし、三年に分けるか二年または一括にして納入するかは、宗務所内で決めていただく。本宗修験道教師、先達は一口一万円で三口以上を納めていただく。そして納入していただいた義納金は、宗務本庁から醍醐寺へ、醍醐寺開創千百五十年の事業のお供えとして納めるものとする。

待遇。完納していただいた宗務所は、旧三宝院跡地に設置されるプレートに、醍醐寺法流継承の証しとしてお名前を刻ませていただきます。僧階昇補対象は、完納していただいた宗務所下寺院のご住職に関しては、僧階昇補の対象となります。記念品、両界曼荼羅又は仁王経曼荼羅のレプリカを記念品とします。

その他の事業。令和の大植樹として、桜或いは紅葉の木などの植樹、これは一件三十万円から百万円の間でこれを受け付けてまいります。これが大体の内容です。

突然のことで皆様、これはどういうことかと思っていらっしゃると思います。この植樹計画は、何度も申しておりますが、三宝院、仁王門を入った一帯を全部整備いたしますと、五億円は下らないわけでございます。そのうちの一番金堂に近い部分、金堂の真西の部分が三宝院の跡地です。そしてそこには、三宝院の昔の灌頂堂跡が残っているわけです。その一帯を宗団の皆様のお力によって整備して、その場所を仮称ですが「法流の杜」というような名前を付けるのはどうかと思っています。そうすることによってその場所は本当に宗団の方のための場所になるようなことをしてまいりたいということです。

その費用が一億円掛かります。この部分について、何とか宗団の方々でこれを成し遂げていただけないだろうかということが、今日の第一点でございます。この宗費の四倍を設定した根拠は、毎年の宗費額は約二千五百万円です。これが一億円を達成するためには宗費の四倍が必要ということに、単純計算としてなります。従って、現在納めていただいている宗費の四倍が必要になる。

今から十二年程前に行ないました聖宝理源大師の御遠忌の時は、総額十億円で宗費の十倍をお願いしました。今回はやはりコロナがまだ終わったばかりで、本山も本当に大変なのですが、末寺においても大変なお寺も恐らく多いことだと思いま

す。従って、宗費の四倍、そして三年間の分割が可能ということになりますと、一年間で宗費の一・三三倍を三年間に分けて納めていただくというようなことが、可能になってくるわけでございます。これを三年でも二年でも一括でも良いのですが実現していただきたい。

また、大変申し訳ないのですが、宗務所でこれを取りまとめていただく。宗費の十倍ではありませんので、絶対に四倍はないと一億円は集まりません。従って、これはマストということになる。四倍でなければならないということで、必ず完納していただきたいということになるわけです。

後ほどお願い状と共にその宗費の納めていただく義納金の金額を明記したものを、各宗務所長様宛てに送付いたしますので、それをどういう形でも結構ですので完納していただきたいということ。大変申し上げにくいことですが、困難なこともよく承知していますが、何とかそれをしないとこの一億円を集めることができない。

今まででしたら、そこは醍醐寺が何とかしようということでしたが、残念ながら今の醍醐寺は、その力はございません。この一億円がないとそこの整備は、なかなか難しいということになってしまいます。そこの整備がきちっとできますと、恐らく他のいろいろな企業からも、「私はその隣をやりましょう」とか「向かいをやりましょう」というところが出てくると思います。宗団がおやりになっているということは、私共にとって非常に力強いことです。逆に宗団がやってないということになれば、「宗団はどうしたのだ」ということになろうかと思います。そういうこともあって、どうしても宗団の皆様のお力を結集していただきたい。なかなか上手く申し上げることができていませんが、そういうことでございます。

もし集まらなかったらどうするのかというようなこともありますが、これは集めねばならないので、よろしくお願いしたいと思います。また宗費の四倍の金額は僧階昇補の対象とします。ただ、宗費の四倍をお支払いになっても昇補礼録に満たないかもしれません。特に等級が上の方は、それに上乗せをして納めていただくことになります。その点は本庁にお問い合わせいただきましたら、きちんと計算いたします。僧階昇補も単純に一級上げられるということではなく、越級や年限未到達等いろいろケースがあろうかと思いますので、それらのケースについても総務できちんと計算をしてお答えする形に持っていきたいと思います。

ただし、この僧階昇補の対象は、宗務所が完納していただいたということが前提です。宗務所が完納していただいたら、その宗務所下の寺院の住職に関しては、僧階昇補の権利がございます。

以上が宗務所下寺院の住職様対象の義納金の詳細です。住職以外の教師の方は、一口一万円で三口以上のお供えをお願い申し上げたいと思っています。

そして、なおも桜の植樹を別にしたいとか、紅葉を植えたいとかいう方は、三十万円から百万円の費用が掛かりますが申し込みができます。これは教師でなくても一般の方でも結構です。

本日どうしてもお願いしないといけないのは、各宗務所において宗費の四倍を二〇二五年、二〇二六年三月末までに完納していただく。そうしましたらそこの宗務所の寺院の住職には、昇補の権利があるということです。そして、完納していただいた宗務所名、寺院名、住職名をプレートに刻み、そのでき上がった杜に掲示し、ウェブ上でもそれが確認できるようにいたします。

以上、概要を説明しました。

資料「醍醐寺下醍醐金堂周辺地区、令和植樹事業計画案」にイメージ図がございます。これは醍醐寺の昔の図面なのですがその左側のところに少し小さいのですが、灌頂院跡が明記されています。下の図もそうなっています。一番下はそれが今の図と重なっているものです。

そして右側の図が、金堂のでき上がったイメージ図で、金堂の真下の部分が灌頂院跡となります。そこを含めて金堂の横から後ろ辺りの一番良いところを末寺の皆様の植樹場所として考えています。そして仁王門に至る半分弱ぐらいの面積が「法流の杜」の場所になろうかと思います。一億円でできる範囲というのはそれぐらいでございまして、盛り土だけで実はこの一帯は一億円の費用が掛かりますので、大体その四十パーセントぐらいを考えています。

この件については、申しましたような内容で先ほどの臨時宗会で議決をいただいています。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

服部座長＝それでは、ただ今より質疑応答に入りたいと思いますが、今回、先ほど総長様よりお話がございました、「醍醐寺開創千百五十年慶讃事業」についてと、通年の内局からの報告に対しての質疑がありますので、区切らせてください。重要なことですので、まず慶讃事業についての質疑応答から受け付けたいと思います。最初に幹事より報告がありましたように、質問される方は宗務所名をおっしゃってからご発言をしていただきたいと思います。

それでは、質疑応答のある方、挙手にてお願いをいたします。

中筋香川宗務所＝これに関連して、末寺から「お伺いしてきて欲しい」ということで、お尋ねするのですが、伽藍をはじめ、多大な倒木被害を起こした台風二十一号からの復旧のために寄付金、見舞金を香川宗務所に次いで、福岡宗務所も寄付金及び見舞金をいたしました。また、クラウドファンディングもされたと思うのですが、そのことをなぜ『神変』に掲載しないのかと。掲載すれば、他の宗務所も追従してくれたかもしれないと。寄付をしてくれた末寺からも、以前の下伽藍・観音堂の寄進の名前はいつまでも載せているのに、何で新しい寄付や見舞金については、寄進したことを載せないのかと。載せていたら、総長がお話しになった仁王門周辺の倒木被害の復旧についての寄付も少しは集まったのではないかなと。

また、その集まった寄付を一体どのように使用したかいうのが一切知らされていません。そういう部分も含めて、せっかく寄付、見舞金をしても、

張り合いがないと言われています。

だから、今からでも『神変』に寄進した人の名前や金額を載せて、どのように使用したかの明細を知らしていただいければと思います。

取りあえずは、今回、醍醐寺開創の勧募のことをおっしゃっていますが、その前に倒木被害においての寄付金、見舞金をした香川宗務所、福岡宗務所のことをなぜ掲載しないのかと。また集まったお金の動き、何に使用したかいうのも知らして欲しいというのが末寺からのお話です。

壁瀬宗務総長＝香川宗務所長様、ありがとうございます。『神変』に載っていたのではないかと実は思っていたのですが、もし載ってなかったということであるならば、大変申し訳ないことです。これからきちんとご報告をさせていただきたいと思います。

そして、クラウドファンディング等におけるこれらの費用は実は倒木を今の状態にするのに相当の費用が掛かりました。いろいろなところからの寄付金、助成金がございました。被害は上醍醐まで広がっていましたので、費用はそこのところに全て注ぎ込まれました。そして、今の状態まで何とか持っていったわけです。ただ上醍醐は、まだ倒木の処理が済んでない部分が多々あります。それらもこれからまた進めねばならないということです。

ご寄付いただきましたそれらの浄財は本当にありがたく頂戴をいたしました。この場を借りて深く御礼申し上げます。『神変』については、調べまして追って掲載をさせていただきます。大変失礼いたしました。

中筋香川宗務所長＝氏名、金額等も掲載されるよう、お願いできたらと思います。

仲田総務部長＝申し訳ございませんでした。今、総長が答弁した通りですので、掲載をさせていただきたいと思います。感謝状等については授与させていただきましたが、氏名等は掲載できてなかったようです。深くお詫び申し上げます。

クラウドファンディングについては、マクアケという業者と行ないまして、一般誌への公開ができませんでした。金額も含めて、あくまでもホームページ上で完結させましたので、それを『神変』誌等に掲載することができませんでした。

中筋香川宗務所長＝マクアケで三度クラウドファンディングをなさっているのは知っています。そういうことを「マクアケでこういうことをやりました」という報告を金額も含めてされていたら、また違ったのではないかと思いました。

仲田総務部長＝ありがとうございました。それから、決算ですが、これは補助金等も出ました。概算で、倒木被害で総額五億六千万円ほど掛かりました。七十パーセントの補助が出ましたが、残りは全て醍醐寺が借り入れをしている中で支払いました。また、倒木被害以外で土塀等も壊れたので、そういった修復にも費用が掛かりました。これを三年間の分割での支払いになりました。また、借り入れの部分についてはまだ支払い切れてないところもあります。年度毎の支払いになっていますので、総額のご報告というのがなかなか難しい現状ではあることをご理解いただければと思います。有効に使わせていただいています。本当にありがとうございました。

中筋香川宗務所長＝そういうことは予算があって事業報告、続いているのであれば中間報告のような形ででも、お知らせしたほうが良かったのではないかと思います。本来は事業が終わった時には、事業収支精算書、事業報告書。部長がおっしゃったように長年に亘るのであれば、中間報告を出しておけば良かったと思います。国の会計監査等を受けておれば、そういう部分は多分にお分かりになるのではないかと。

壁瀬宗務総長＝あの台風は、突然やって来て一瞬の間に、恐らく一時間ぐらいの間にあのような状況になりました。そして、その処理に一体どれぐらいの費用が掛かるのかが見えない間にいろいろと進めねばならない状況でした。大変後手に回った状況でした。今後については、今、中筋様からご指摘いただきました点、きちんとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

中筋香川宗務所長＝本山が大変なのは分かりますが、せっかく皆様お集まりですから時間の許す限りで結構なので、今回の線状降水帯による大雨の影響、地震に遭った寺院もあったかと思うので各宗務所の現状もお伺いできたらと。本庁においても、末寺の状況が把握できてよろしいではないかなと思います。いかがでしょう。

服部座長＝それに関しては、座長の権限で最後にさせていいただいてよろしいでしょうか。

中筋香川宗務所長＝分かりました。

服部座長＝それでは終盤に中筋香川宗務所長様よりご提案ございました。昨今の九州北部の豪雨でありますとか、その他自然災害に対してのご報告がありましたら、お聞きかせいただきたいと思います。

堤山形南部宗務所長＝醍醐寺開創千百五十年慶讃事業ということで総長からご説明がありました。総額五億円という金額は、我々個人企業みたいなお寺は、もう想像もつかない金額です。その中で末寺から一億円ぐらいすると。あとの四億円は醍醐寺で集めるのですか。

それからもう一つ、この醍醐寺開創千百五十年慶讃事業は宗教法人醍醐寺でするのか、或いは醍醐派でするのか、どちらなのですか。

壁瀬宗務総長＝五億円という金額について、とても今の醍醐寺がそれを負担することはできません。よって様々な団体、企業にお願いをしていくということです。これですぐにあの一帯が奇麗になるということは、なかなか難しいわけです。従って、先ほども申しましたように、まず宗団においてあの一帯をきちんと整備していきたい。そうすることによって、後に続く企業や個人の方が、例えばその企業の名前がプレート等に掲載できるならば、非常にメリットがあるのではないかなと。すでに手を挙げていただいている企業もあります。そうしたところにお願いをして、あの一帯を整備していく運びになるわけです。

醍醐寺開創千百五十年の法要は、醍醐寺と宗団

が一体となってやるものです。醍醐寺開創ですから主体は醍醐寺ということになります。しかし、この醍醐寺本山はもちろん宗団の皆様があってこその本山ですから、宗本一体となってこれを執り行なっていきます。

堤山形南部宗務所長＝醍醐寺と宗派が一体となって行なうということは分かりましたが、これの事業報告、決算は醍醐寺で出すわけですか。宗務本庁でしょうか。醍醐寺だけですと、一つの宗教法人だから、我々には出さなくても済むわけです。そういう意味では、要するにどちらで決算をされるのでしょうか。

壁瀬宗務総長＝今のところ、私共が考えていますのは、醍醐寺が責任持ってやらなければならない。なぜならば、開創は醍醐寺開創であるからです。しかし、その醍醐寺開創事業の一翼をぜひ宗団で担っていただきたいということで先ほどの臨時宗会で皆様の議決を得たということです。

堤山形南部宗務所長＝醍醐寺主体としてやるということですが、宗派からも勧募されるのですから各末寺に決算をきちんとしていただければありがたいなと。

仲田総務部長＝この一億円の部分に関しては、今回は「この場所でこの事業」と明確になっていますので、宗会の特別委員会等で、予算も含めて審議をいただきたいと思います。おっしゃる通り、醍醐寺で決算をしなければいけません。年度を跨いだりもするかもしれませんが、分かり易い決算書を作成できるのではないかと考えています。

堤山形南部宗務所長＝分かりました。よろしくお願いします。

森岡愛媛宗務所長＝先ほど自己紹介の時、二十四年ぶりに出てきたと言いましたが、その後、芸予地震がありました。そういうところから一番先にお聞きしたいことがあります。座長さんは慶讃事業と報告事項の質疑を分けると言われましたが、先ほどからご報告いただいていることも『神変』別冊にいろいろ記録、報告が出てまいりますが掲載されるのに何で一年ぐらい掛かるのですか。普通そんなに、忘れた頃にこの報告が出るというのはちょっと常識では考えられない。そんなに日数が掛かるものですか。私もその後、宗会議員をやらせていただいた当時に「決算宗会を七月にやりましょう」ということになって現在まで来ています。そういう意味でも報告が凄く遅い。

しかし、この寄付に関しては、「即やってください」と。何ですか、これ。目標は当然お有りなのは分かります。「寄付に関してはすぐ末寺に持ち帰ってご検討、努力をしてください。報告は一年先にします。」では、なかなか理解は得難い。計算上ご報告できないところもあるかと思いますが、報告できることもあると思います。まずそれから返答してください。

壁瀬宗務総長＝『神変』別冊は別冊になってからは比較的きちっと出版しているつもりですが、どうしてもタイムラグが生じているのかと思います。今後、できるだけ努力して、早く皆様のお手元にタイムリーなものが届くようにしてまいりたいと思います。随時これは努力してまいります。

そして、今回お願いいたしますこの慶讃法要についてです。これは私共、もう二年も三年も前から計画はありまして、これをやらないといけないということでしたが、とにかくコロナでした。とても私共のほうから、それを申し上げるような状況ではなかったわけです。従って、コロナが一段落するのを待たせていただいていたということです。

そして、三月に第七十五次定期宗会がございました。その宗議会でこのお話をしたところ、「これは新しい議員によってきちんと議決をしてもらってください。第七十五次定期宗会では全員でこれは支持いたします。」ということで終わりました。従って、この第七十五次定期宗会が終って、新しい議員による宗会が最短で開かれたのが昨日、七月十日でした。その翌日の今日、午前中に再び臨時宗会を開き、その内容について議決をいただいて、大変遅くなったのですが、皆様に集まっていただきお願いをするという運びになったということです。

事前にいろいろな情報をお伝えすることも可能かと思いますが、やはり議決事項でしたので、臨時宗会が終わるのを待っておりました。その辺で大変遅くなって皆様も「今頃何だ」と。今、所長がおっしゃった通りですが、私共の事情としては、一応そういう時間の運びになったということです。『神変』の発行がまだ遅いということですので、その点については鋭意努力してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

森岡愛媛宗務所長＝ありがとうございました。災害について、先ほど出ましたが、最初の災害は私の知っている限りは芸予地震でした。平成十三年のことです。私が宗務所長をしていましたが、その時に本庁から「被害状況を報告してください」と言われました。確認の電話を所下寺院にすると「被害報告をしたらお見舞金でもいただけるのですか」と質問した人がいました。それで本庁に問い合わせをしますと「そういうことは宗会で決めておりませんので」ということでした。もちろんそれに対して宗費を払えない状況になったところは、宗費免除の申請をしてくださいという特約はいただきました。

その後も新潟の地震がありました。その時には助成もしたと思います。どういう形にせよそうことはあった。今はいろいろな自然災害が出てまいります。先々そういう地震等の被害に対して対応できるようなことを考えてはいかがですかというお話が出た時もあったと思います。しかし、そういう対応をやりましたというのはありません。

私がお聞きしたいのは、全てのことをコロナですからと言って「小委員会で検討します」と。宗会議員も帰ってきて所下寺院に報告されていた時に、「小委員会っていうのは何ですかって」と聞くと、「専門の弁護士と宗会議員と、それから宗務所長のごく一部の人が参加して開かれる委員会だ」と。検討をした結果こうなりましたとか報告はありましたか。「小委員会で」ということにして先送りばっかりで、報告は聞いた覚えがないの

ですが、そこら辺はどうですか。

服部座長＝森岡所長。少し後でしていただけませんでしょうか。取りあえず最初に申し上げたように、醍醐寺開創千百五十年の慶讃事業についての一億円寄付、各宗務所の割り当てをどうするか。それに関して、ここにも書いてありますが、専用の振込用紙云々と書いてあります。それはいつ、どういった形で宗務所に届くのか。そういったことを今聞いておかないと、多分、八月、九月には総会が各宗務所であろうかと思います。その時には伝達しなければなりません。

いろいろなお話はあるのはよく分かりますが、まずはこの事務処理を我々は伝達をするというのが、宗務所長の使命だと思いますので、それに関してのご質問していただければと思います。

小野新潟宗務所長＝慶讃事業について、総長様から大変切ない胸の内をお聞かせいただきました。当新潟宗務所も、この七月下旬に役員総会を持たせていただきます。納入方法ですが、令和七年度末が期限ということは、令和八年三月三十一日が期限と理解してよろしいでしょうか。その三年ということですね。そうしますと、令和六年三月、令和七年三月、令和八年三月の三回納入で完了という運びでよろしゅうございますか。

仲田総務部長＝その通りです。納入方法はまた新潟宗務所で決めていただければと。全部集めて新潟宗務所で貯めておいていただいて、最後にまとめてお払いいただいても大丈夫ですし、それぞれ分割して毎年お払いいただいても結構です。

納入方法については、ご苦労をお掛けして申し訳ないのですが、宗務所長様にお任せをいたしたいと思っています。

小野新潟宗務所長＝それともう一点ですが、金額ですが、寺院宗費の四倍ということで、例えば端数ですね、千円未満は切り捨てとか全部繰り上げとか。そういうことはいかがでしょうか。

壁瀬宗務総長＝まず財務で四倍の金額を明示いたしまして、宗務所にお送りしたいと思っています。従って、そこの端数もきちんと奇麗な数字にしてお送りすることになると思いますので、その金額でお願いします。

小野新潟宗務所長＝ありがとうございました。

谷本大阪宗務所長＝寺院宗費の四倍の金額を明示されてお送りいただけると総長からご返答がありました。

確認ですが、大阪宗務所は令和四年度の宗務所下寺院の納入額は九十八万円でした。ざっくり百万円としましょう。だから百万円の四倍を納付させていただいたら良いと。それを一年度に一回で納めるか、三年に分けて納めるかでよろしゅうございますか。

仲田総務部長＝そうです。もちろん二回でも大丈夫です。それを宗務所で話し合っていただいて、お決めいただければということです。

谷本大阪宗務所長＝それから、本宗、修験道教師、先達等、一口一万、三口以上を義納金として納付すると。各教師は教師賦課金をいつも送って来られます。これも別に寄付金の金額が印字されて送られて来るのですか。

服部座長＝これは個人のことですので、印刷とかはせずにお願いの文章と一緒に各教師に直接お送りするようにいたします。

谷本大阪宗務所長＝分かりました。

村上広島宗務所長＝所長会は本山、宗務本庁の意見を聞いて帰るだけで、報告するだけの会と認識はしていますが、広島宗務所の中には寺院経営が苦しくて、宗費さえもなかなか出せないようなお寺さんがいらっしゃいます。そういう中で、三ヶ年で四倍のお金を集めるのは非常にしんどいことだなと。これを四ヶ年にしていただければ、例えば「一年に宗費の二倍を出してください」と言うことができます。今月二十日に総会を持つのですが、このままでは「お前は黙って聞いて帰ってきたのか」とお叱りを受けるのが必至です。これはどうして三ヶ年でなければ駄目なのですか。

壁瀬宗務総長＝期間を決めねばならないので、一応、三年間ということでいたしました。

仲田総務部長＝正直に言って一億円で、宗派の皆様に担っていただく部分の伽藍整備はできますが、そこだけではなく、予定地全体の整備を始めなければなりません。そうすると、どうしても借り入れもしなければならない。銀行との交渉もある中で出てきたのが三年というところなのです。一応宗会でもご説明させていただいたのですが、三年でお願いしたいと。

しかし、どうしてもということがあれば、個々に対応させていただきます。四年なら四年で完納するとお約束をいただくということなのですが、直前の宗会で三年間の分割が決まったばかりです。この場の回答では個々対応は可能ですというご対応でお持ち帰りいただいて、まず三回での納入を所下寺院にご伝達いただき、そういう意見が出た時に再度対応ということで大丈夫でしょうか。

壁瀬宗務総長＝とにかく私共の一番の目的は、宗団で一億円を集めたいというところです。従って、広島宗務所長がおっしゃったように、一年遅れてそれが完納していただけるなら、それでも良いのですが、先ほどの宗会では三年ということで結論が出ています。そうしたことを鑑み、部長が申しました通り、個々でご相談をさせていただくということで、何とか乗り切らせていただければと思っています。

仲田総務部長＝当該の場所を整備、荘厳するのは、末寺・教会・宗団でこの場所と法流をしっかりと後の時代に継承していくことが目的です。ただ、どうしても一億円集めることができないと。どうしても始めに土地を均したり、盛り土をするのに費用が掛かるので、なるべく三年でお願いしたい。全ての宗務所で四回の納入になってしまうのは困るので。ただ、個々対応も可能ですので、ご相談させていただければということです。

村上広島宗務所長＝ありがとうございます。

堤山形南部宗務所長＝この醍醐寺開創千百五十年の事業についての趣意書を各末寺に早く出していただきたい。山形南部は八月三日に総会をする予定です。それまでにはぜひ詳細な情報が末寺に届いていて欲しい。これを私が言葉で説明しなけ

ればならないとなると非常に大変なことなので。前もっていただいていると助かります。その辺、どうでしょうか。

壁瀬宗務総長＝できるだけ早くいたします。もう大体文章は考えておりますので。

個々にすぐに出したほうがよろしゅうございますか。どうでしょうか。我々としては必要ならば、その宗務所の総会開催時に出向くことも全然厭っているわけではございません。所長様がご説明いただくのが大変な場合は本庁からまいりましてもよろしゅうございます。事前に末寺にそれが届いているということが必要ならばお送りいたしますし、その辺は所長様のご意見に従わせていただきます。

堤山形南部宗務所長＝総長から説明に来ていただけるという言葉を聞いてびっくりしましたが、山形県まで来ていただけるのですか。

壁瀬宗務総長＝どこまでもまいります。

仲田総務部長＝八月三日は行けないのですが、それ以外の日でどうしても必要であればお伺いします。

堤山形南部宗務所長＝総会が三日なので、また改めて説明に本山が来るので集まってくれというのも言いにくいので、来ることができないのであれば趣意書をぜひ。

服部座長＝できるだけ個人で出していただけたら、ありがたいという話ですね。

堤山形南部宗務所長＝ありがたいです。お願いします。

山田京都宗務所長＝今の話ですが、大変重要な大きな行事ということで、今日の資料にある醍醐寺開創千百五十年関係の書類を宗務所内の寺院数分を宗務所宛てに。京都宗務所も来週の十九日に、今日の報告を受けて総会を開催する予定にしています。今日の資料をどこまでコピーしようかと思っていますが、大変重要なことだと思いますので、できましたら宗務所宛てのお願い状に、宗務所下寺院分の資料を用意してもらえると一番ありがたいです。いかがでしょうか。

仲田総務部長＝了解いたしました。なるべく早く皆様にお送りするようにします。

山田京都宗務所長＝できれば、京都宗務所の総会が十九日なので、それまでにお願いできればと思います。

仲田総務部長＝分かりました。いわゆる趣意書や本日資料として出しているような内容は、すぐにでもお送りできるのですが、事業、法要といった全体の日程が決まっていません。お急ぎの宗務所については、それらは後から改めて通知いたします。内容としては本日お配りしたプリントに少し事業内容等を足して各宗務所に送ることになると思います。宗務所下寺院数に応じた部数を入れてお送りします。すぐに準備します。

山田京都宗務所長＝今日議決された案件でしょうから、当然それは理解しております。よろしくお願いします。

天野静岡宗務所長＝各宗務所でどのようにして納入するかは決めていただくということでしたが、これは本山が先ほどからお話になっている書類が来てからということになると思います。また、これは本庁に寺院宗費のように報告の書類を何時までに提出するというようなことはあるのでしょうか。それとも、その納入した時の金額等を見て本庁の方で認識されるのか。

どのように納めるかを本庁に書類か何かで報告をする必要があるのでしょうか。

仲田総務部長＝金額の一覧はこちらからお送します。納入方法については、個々の寺院が幾らとかいうところまでは結構ですので、一括納入か三年に分けるのかというところは報告いただければありがたいと思います。

天野静岡宗務所長＝それは何時ごろまでにというのはございますか。

仲田総務部長＝できれば今年度末に一回目の納入をいただきたいと思いますので、今年度末までに納入方法をご報告いただければありがたい。その時に一回目としてこれだけ納入させていただきますというようなご報告で大丈夫です。そういった報告用紙も含めてお願いをするようにいたします。

天野静岡宗務所長＝了解しました。ありがとうございます。

上林兵庫宗務所長＝私は醍醐寺で育てられたので、醍醐寺に何があっても頑張っていただければそれで良いので、宗務所のほうで応援したいと思っています。

一つ、分からないのが、先ほど大阪宗務所長が年間約百万円と言われたので、それで計算しますと百万円で宗費の四倍ですから四百万円になります。この中に僧階を上げる人がいるとすると。例えば十万円で僧階昇補されると納入総額は四百十万円になります。そうなると、宗費の四倍以上になる。それはどのように取り扱うのか。

また、領収書は個別に出していただけるのでしょうか。僧階を上げたことで十万円、二十万円が宗費の他に増えると。増えてしまうと領収書を出した時に総額が変わってきます。僧階を上げる人がいるかどうか分からないですが、そういう方がおられると宗務所で領収書を切るよりも、本山で全員の領収書を切っていただいたほうがありがたいのです。四百十万円になるのであれば四百十万円出しますので。それは全部慶讃法要でのお供えということで各寺院へ送っていただいたらそれで済むと思います。そこだけどうにかならないですか。

壁瀬宗務総長＝確かにそうです。今四倍と申しましたので、大体四倍になさると思いますが、それが全て同じように四倍になさるのか、そこは宗務所のご裁断にお任せするところです。

上林兵庫宗務所長＝全員四倍で貰うつもりですが、一人だけが僧階昇補で上がったりすると。

壁瀬宗務総長＝分かりました。そうなりますとその時の一寺院が幾らであるかということは、こちらのほうにお知らせをいただかないと分からないということになります。その上で僧階昇補の希望があった場合に、それが足りるのか。足らない場合も上のほうの等級ではありますので、そこに

その寺院だけは上乗せをしていただかないといけないことになります。そうしないとその寺院の金額が出てこないわけですので、その辺が明記されましたら、その金額において領収書を発行することは可能です。

上林兵庫宗務所長＝その時には、その僧階を領収書に書いていただけるのですか。「この僧階になりました」という証明書は後から送っていただけますか。

仲田総務部長＝権少僧正までは十五万円で上がれます。大体、寺院宗費の平均が三万八千円ですので、四倍で権少僧正までは上がれることが多いかと思います。それ以上は追加で納めていただく必要があります。財務的に厳しい宗務所下寺院のお寺もたくさんあると思うので、その場合は僧階を上げたい方がそこに足してもらえれば。例えば、少僧正は昇補礼録三十万円なので、あと十五万円足していただくと、宗務所下で払えない寺院の補塡できるという発想です。それ以上は個々対応となります。

上林兵庫宗務所長＝では本山に連絡した方が良いですね。

仲田総務部長＝「この場合はどうしましょうか」と言っていただければ。

上林兵庫宗務所長＝分かりました。

水野尾張宗務所長代理＝領収書は本山から出していただけるのでしょうか。例えば「四年分でこれだけ出しました」と。十五万円とか二十万円とか出しましたというと領収書は宗務所で出すのか、本山から出していただけるのか。

壁瀬宗務総長＝本庁としては、お願いするのは宗務所にお願いをしていますので、基本は宗務所に一括の領収書をお出しするのが基本です。しかし、各寺院に出せとおっしゃるのならば、それはそのようにいたします。

A寺院は幾ら、B寺院は幾らというきちんとしたものをこちらのほうに送っていただければ、その金額で出すことは可能です。しかし、それがない宗務所に関しては宗務所に一括で総額の領収書をお送りする。即ち完納の領収書をお送りするということになろうかと思います。

水野尾張宗務所長代理＝そこのところをはっきりしていただければ。私、今日代理で来ていますが、所長に話をさせていただいて、宗務所下の全寺院にお頼みをさせていただくことになろうかと思います。

例えば、その中でどうしても宗費の四倍を出せない寺院があった場合はどうさせていただいたら良いのかと思いまして。そこのところを所長にどのように説明させていただいたら良いのか。

私個人としては、できれば個々のお寺に本山から領収書を出していただくのがよろしいと思ったものですから、こういう質問をさせていただきました。

中筋香川宗務所長＝毎年宗費を納める時に、本山から金額を示してきます。その時に、どこの寺が幾らなのかを各宗務所長が割り振り等をやっていると思います。それを応用して各寺院が四倍の宗費を収めていただくと。僧階昇補については宗費の四倍でも礼録ができない場合には追加分を別欄に書いて提出すると。それでこれだけ納めましたと。事業主としては本山になるわけですから、本山がそれを基にして領収書を発行すれば良いのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

仲田総務部長＝それでも大丈夫ですが、宗務所によって納め方が違うと思います。そういうやり方も可能ですし、金額は本山には知らせずに一括納入される宗務所もあると思うので、それも個々対応になると思いますが、どうでしょうか。統一したほうが良ければ統一しますが。

中筋香川宗務所長＝僧階昇補については、宗費の四倍で収まる場合は良いですが、それで足りない部分については追加でというお話のようですので。手間は掛かるかもしれませんが、毎年納入する時に一覧表を出していると思うので、それを応用すればいいのかなと思ったので。それを基準に本山が領収書を出せば、各寺院も宗務所が出すよりも本山から出していただいた領収書のほうが、信ぴょう性というかありがたいというか、そんなものがあるのではないかなと思うのですが。

壁瀬宗務総長＝ありがとうございます。もちろん割当表通りきっちり四倍ずつ納められる宗務所もあれば、そうではない宗務所もあるかと思います。

まず基本的なことを申し上げたいのですが、今回は宗務所にお願いをして、宗務所で集めていただく。従って、その宗務所に賦課した金額を宗務所から送っていただくので宗務所にその領収書を出すと。これがまず基本形であるということをご理解いただきたいと思います。

その上で、一ヶ寺毎に領収書が必要な場合は、一その寺院に賦課された金額を本庁にお知らせいただきたい。申込用紙にそれぞれの寺院に領収書が必要ということを明記していただく欄を作りたいと思いますので、その欄に「〇」をしていただければ、それぞれの寺院へ領収書を発行するということになろうかと思います。しかし、三分割で納められる場合に毎年、領収書を出すのか。或いは一括で出すのか。その辺のところは非常に難しいことになるので、私としては、例えば宗務所に三分割されました。入れば三分の一の領収書を発行する形が一番理想的ではないかなと思いますが、そこは宗務所のご裁断に任せたいと思います。どのような形が良いのか、それは今お話を伺いました範囲で、きちんと選択できるような用紙を考え、それを宗務所にお送りいたしますので、そこで領収書はどういう形で発行して欲しいかということを、明記できるようにしたいと思います。如何でしょうか。

中筋香川宗務所長＝よろしくお願いします。

服部座長＝いろいろ意見はあろうかと思いますが、時間もございます。お話を総括させていただきますと、先ほど総長様も仰ってましたが、各宗務所に対して納入方法を本庁がお聞きになる。一括で納入、二ヶ年で納入、三ヶ年で納入かのアンケートではないですが、そういったものを送ってこられると。

また、領収書に関しては、希望が記入できる用紙を宗務所宛てに発送していただく。できれば先ほど山形南部宗務所長も仰ってましたが、お金のことですので、依頼文は各末寺に出していただければありがたいと。そういった形で各全国末寺に配布をしていただければ、なお皆さんにそういったことが分かるのではないかなと思います。

こんな言い方をすると大変失礼な話ですけが、一億円を集めるとのことですが、一億円以上集まっても全然問題無いかと思います。僧階昇補であるとかそういったことも出てこようかと思っていますので。とにかくこれに関しては資料に書いてあります。

私からですが、専用の郵便振込用紙は一枚だけですか。

壁瀬宗務総長＝振込用紙は、まず本庁のいつもの宗費を納めていただく振込用紙と、それから寄付のほうの振込用紙を、年間で一枚ずつと考えています。必要ならば何枚送っても大丈夫です。

服部座長＝分かりました。我々にとっては、個々に来るのであればよく分かるのですが、振込用紙の本人控の部分を持っておればそれで領収書にもなりますし、楽は楽でしょうけれども、そういったことも一度検討していただければと思います。

もう時間がないのですが、私、愛媛宗務所長のご意見を遮っておりますし、先ほどご依頼ありました全国の災害被害の報告も聞きたいと思いますので、あと一人ぐらい何かありましたら。

林美作宗務所長＝お話を聞いてましたら、もう既に一億円を超して納入が可能なようなお話になっています。宗会で決まったことをここで報告されるということですから、そういう話になると思うのですが、宗派で一億円の寄付ということで一応受けるとして事業、工事はもう始まっているのですか。

仲田総務部長＝まだ始まっていません。

林美作宗務所長＝いつまでにそれは終了するのですか。

仲田総務部長＝来年、十一月の慶讃法要までに進めたいと思っています。今回は見積等を取って、宗会に諮ったというとこです。これで目途が立ちますので、それによって事業が始めることができるとご理解いただければと思います。

林美作宗務所長＝令和七年度の末までに一億円を納めさせてもらうと。そして来年の法要までに事業が完成するようにすると。工事、事業については何時始めるのか分かりませんが、そこから始められて、先ほど借入金についても話しておられましたが、一億円が満額入る見込みで借り入れをして工事を進めていくと。しかし、集まらなかった場合はどうするのですか。

仲田執行＝これは必ず集めていただくというのが前提になっています。そうすれば別に借り入れをしなくても事業ができるかもしれません。支払い条件等いろいろやり方はあるので、そこは実務にお任せいただければと思いますが、宗会でその都度、集まった勧募金の使途については報告していきます。

また、これだけで終わりません。他の場所も植樹していかなければなりません。宗団としては一億円でこの「法流の杜」を作るということで皆様方に勧募のお願いをしていくということでご理解いただければ。集まらないということは考えていません。

林美作宗務所長＝他に四億円分の事業等があると思いますが、今ここで我々に関係するのは、この一億円で整備をすると。それをどうしてもやるのであれば、「全国の末寺の力を得てやります、どんなことがあってもやります」と。「もう始めています」といった意気込みを示してもらわないと。前の観音堂の時も、先ほどどなたかが中間報告があったかどうか聞かれていましたが、観音堂の再興に寄付した方もたくさんおられたと思います。しかし、あれは尻切れとんぼになっていると思います。そういうことにならないように、是が非でもやるということを示してもらわないと、我々も帰って皆にお話できないと感じます。

村上広島宗務所長＝災害で宗費免除の寺院に対しても、宗費の四倍を賦課されるのですか。

壁瀬宗務総長＝令和五年度、今年度の賦課額を基準に四倍とさせていただくということですので、ご理解いただきたいと思います。

村上広島宗務所長＝もう一点、友達の中に権大僧正や中僧正に昇補を希望される方がおりましたが、「特別昇補が醍醐寺開創千百五十年であるから待っておきなさい」と言っています。しかし、宗務所として完納しない場合には、特別昇補の対象にはならないということですか。お預け食らうようになりますね。

壁瀬宗務総長＝完納でなければそうなります。

村上広島宗務所長＝分かりました。

中筋香川宗務所長＝去年六月発行の『神変』で長期の借り入れの部分が十八億三千五百二十万円とありました。借り入れということは借金だと思うのですが、今回、五億円分の事業を遂行すると、赤字が膨張しないかと危惧しています。今まで行事は派手にしていましたが、支出を抑えて末寺に相当な負担が掛からないようにしていただけたらということです。この分については特別会計だと思いますが、今までのやり方でなく最初に言ったように、例えが悪いかもしれませんが、本山、本庁が会社ならば、末寺は宗費、教師賦課金を納めている配当が付かない株主かなと思うので、一般会計ではなく、こういう事業は特別会計で、貸し付け、借り入れ、基金等の蓄えといったこともお教えいただけたらと。

末寺は本山の活動の動向を知りたいですし、それをすることによってお互いの励みになるのではないかと思います。そういうところで、一般会計ではなく特別会計できちんとしていただけたらと。予算、収支報告、決算書、中間報告をやっていただくことによって、「本山、これだけ頑張っているな」ということが、末寺にも分かると思うのです。

もう一つ、これは提案ですが、現在、各都道府県知事に提出する資料として、本山から四月頃に末寺の支援サービスの一環として役員名簿を送付

していただいておりますが、併せて本人へ僧階昇補の案内状、また宗務所下寺院であれば、その該当者の一覧表なんかをお送りしていただいて、促進するというのはどうかと。毎年ですね。そうすれば「今年はしなくても来年しようか」とか、それによって本山も手数料や教師賦課金が増えて、多少潤うのではと思います。

壁瀬宗務総長＝本山の収支報告、その辺のこともきちんとしてまいりたいと言いましょうか、『神変』には一応、顧問会で議決いただいた予決算を載せています。今後またこのような、この事業をいたします。年度を跨ぐことですので、いろいろな形で財務処理をしなければならないということですが、これらについても分かり易いようにしたいと思います。

また、僧階昇補に当たっているお方がいらっしゃるというようなことを宗務所にお知らせするということも総務部において今後努力をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

天野静岡宗務所長＝今の質問の関連になるのですが、僧階昇補対象者が宗務所下寺院の住職となっていますが、これを住職に限定しなくて、お弟子さんがおられる方もおられます。その方々も一口一万円で三万円からと書いてありましたが、その方々もそれに幾らかプラスすると昇補できるような形に広げていかれると、もう少し寄付が集まるのではと思うのですが。

仲田総務部長＝個人、住職以外に関しては、そのようにさせていただければと思っております。そのご案内をしたく思っています。総括させていただきますと、なるべく早く趣意書と勧募についての資料を、まず宗務所に宗務所下寺院数に応じてお送りします。その次に、法要日程等、決まりましたところで、全末寺に全体概要が分かるようなものをお送りさせていただきたいと思っています。

それから宗務所長様方には再度割当金額をお送りさせていただき、その中に各宗務所のご希望を記入できる用紙も同封します。九月を目途に全末寺への発送を考えています。宗務所にはすぐお送りするようにさせていただきたいと思います。

服部座長＝それでは、森岡所長さん、先ほど遮ってしまったのですが、何か最後に一言あれば。

森岡愛媛宗務所長＝当然、この寄付について、我々は中心になってやっていかなければならないのですが、昔、宗費の見直しを提案した時代があります。もう二十年前ですよ。先ほど言いましたが、宗費を二十年経っても見直さないのはどうしてかと思っています。今回のような寄付でも、その宗費の見直しさえしてればもっと楽にできたのではと思います。愛媛は個人的に問題を抱えている寺院もありますが、それは別として。

いずれにしても、そういうことのいろんなやり方っていうのは、そしてましてのこと、先ほど言いましたような僧階昇補を申請することは結構なことですが、やはり手続き上、責任役員や総代の登録もしてない。今までそういうところをやってない寺院もありました。それで、近年になってうるさく宗務所長も各末寺に言っていますので、昔よりは大分できてきましたが、総長さんは覚えているかもしれませんが、以前は任期が例えば三年だったら、申請してから三年の任期でした。寺院規則に基づいて三年ではなく。だから私、個人的に言った記憶があるのですが、それは違うのではないかと。寺院規則通り三年なら三年経てば手続きを順次していくようにするべきだと申しました。現在でもそれをきちんとやっていないお寺が多々あるわけです。

宗費にしても、直轄寺院はいくら催促しても無理なところがあるのは分かります。それでもやはりそういう努力はしていただきたい。督促状は出していますと言っておられますが。

末寺においても檀家さんが全部言うことを聞いてくれるとは限りません。寄付も日頃協力していないような檀家が、寄付の時だけしてくれるわけがない。ですから、そういう点で寄付をしてくれた寺院、教師には恩恵があるようにしていただきたい。ただ、宗費未納のところはもう少し厳しく指導をしていただくと助かります。その点を総長か総務部長にご返答していただきたいのですが。

壁瀬宗務総長＝森岡僧正のおっしゃることはその通りだと思います。やはり公平性がなければならないということです。その点については、最近は総務が非常にきちっと指導をするようになっています。もちろん責任役員、総代の更新は百パーセントとはなっていません。しかし、将来的には百パーセントに近づいてくると思っています。私共、日々一歩一歩努力をしてまいりたいと思っておりますし、宗費に関しても、一番適切な宗費というものを、小委員会等において論議しているということですので、もう少し猶与をいただき、お待ちいただきたいと思います。

服部座長＝ありがとうございました。それでは、最後に一つ。

上林兵庫宗務所長＝今回、醍醐寺開創千百五十年の寄付の話をしていますが、今から五十年前には醍醐寺開創千百年の五年後に醍醐天皇千百年が五年後にありました。今回も五年後にそれがやってきますが、その時に寄付は取りますか。

仲田総務部長＝取りません。法要のお供え等はお願いするかもしれません。今回はとにかくこの杜を作りたいということと、灌頂院跡をしっかり後世に残していくのが目的です。

上林兵庫宗務所長＝ありがとうございます。

服部座長＝いろいろとご質問がありました。絶対にこれだけは聞いておかなければということがあれば。

小野新潟宗務所長＝令和五年四月六日付で、当方の『新潟日報』の朝刊に、休眠宗教法人の判断基準を示すということで、文化庁が都道府県知事宛でしょうけども、通達を出しています。当然ながら宗教法人の財産目録等の書類を、国や都道府県に毎年提出することが義務付けられていると。通知では、期限が過ぎても提出されなかった場合に、督促状が届かず電話等でも連絡できない。書類未提出で過料の対象となった宗教法人が、翌年も提出しない等に該当すれば、不活動宗教法人と

判断するとの基準を示したというような記事が載っておりまして、当然ご承知でしょうけども。

その上で、解散命令事由として、「宗教活動を一年以上していない」、「代表役員が一年以上いない」のいずれかに当てはまることを確認し、解散命令請求を行なうとしたということが『日報』に載っていました。当然ながら新潟宗務所も、今十一カ寺の無住、それから責任役員、総代がいない寺院がございます。当然ながらこれは裁判所に解散命令を出せる事由になるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

仲田総務部長＝これはその通りで、解散命令は知事が出せます。出せますが、そう簡単には多分出さないと思います。先ほど申しましたように届け出書類を出しておけば、取りあえずそれ以上は手が出せないからです。今まで本庁からも何ヶ寺か解散命令を出してくれるようにお願いしたこともありますが出ませんでした。解散命令は解散した後の手続きが煩雑であること等があるからです。本庁としては解散命令を出してもらう方が不活動が明確なところは楽ですが。

ただ、どうしても存続していかなければならないところに関しては、やはり名簿はしっかり出しておかないと。財産目録も同じです。とにかく書類だけは出しておく。いずれにしても、なかなか解散命令は出ません。余程やる気のある知事や宗教法人担当に充実した職員を割り当てられたりすれば出しますが、全国の不活動法人は醍醐派だけでなく多数ありますので、それを一括で解散するのは難しいと思います。

ただ、国は第一歩を踏み出していると思います。不活動法人には、やはり売買等いろいろな問題があるので。

小野新潟宗務所長＝実際はそういうことなのかもしれませんが、三月三十一日付の提出書類を期限以内に各都道府県知事に出せなかったら、過料の通達が来ます。それは完全にアウトというような感じがするのですが。

仲田総務部長＝アウトですが、文化庁はそう思っていても各都道府県は動けないと。簡単に動けるぐらいだったら苦労していないと思います。通達は仰る通りですので対応が必要です。また、都道府県から所下寺院の不活動法人の調査依頼が宗務所長宛に来た場合は、本庁にも必ずご連絡をいただければと思います。

服部座長＝それでは、時間になります。最後に皆様から「災害についての報告を」というお話があったのですが、これも時間の関係上割愛させていただきます。

本庁にお願いしたいと思います。先ほどもお願いしたように、今後そういった、どのように納入するかというようなアンケートと言いましょうか、書類をいただく時に、必ず今回の九州北部山陰の被害等を書く欄を入れておいていただければありがたいと思います。それを各宗務所長にアンケート調査の報告をしていただければと思います。

この宗務所会の場でも宗務所長同士で話し合って、宗務の進め方や所下寺院への対応方法等のお話をもっとできればと思っています。時間も限られておりますので、なかなかできないというのが現実ですが、そういったことも踏まえて、もし本庁のほうで可能であれば、考えていただければありがたいということをお願い申し上げまして、本日の全国宗務所長会を終わらせていただければと思います。ありがとうございました。

―一同、拍手―

―午後四時五分より閉会式―

小暮幹事＝それでは、ご法楽をさせていただきます。

―御法楽―

宗務総長挨拶

壁瀬宗務総長＝ただ今はいろいろな内局からのお願い事、お聞き取りいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。皆様方からいただきましたご意見を今後の宗務に反映させてまいりたいと思います。

また、来る醍醐寺開創千百五十年の法要、そしてそこへ至りますところの勧募についても、それぞれの宗務所でいろいろなご事情がお有りかと思います。そのようなことは、どんどんと本庁にお申し付けいただけましたら、いろいろな方策を考えてまいりたい。いつでも本庁にご連絡いただければと思っています。

また、必要ならば私共、出向きましてご説明もさせていただきたいと思っています。来る法要がとにかく素晴らしいものになって、そして醍醐寺、醍醐派が未来に向かって進んで行ける。そういう慶讃法要になることを切に願っています。よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

―一同、拍手―

小暮幹事＝以上をもちまして真言宗醍醐派全国宗務所長会閉会式を終わらせていただきます。皆様におかれましては、長座に亘り、誠にありがとうございました。

―午後四時十分、終了―

大住法衣店
〒604-8274
京都市中京区小川通三条上ル西堂町
TEL（075）221-3087
FAX（075）221-3038
E-mail oosumihoui@gmail.com

山城屋 文政堂
藤井佐兵衛
〒600-8029
京都市下京区寺町通五条上ル
TEL（075）351-9363
FAX（075）343-5500
http://yamasa-bunseido.com

杉本権七法衣店
〒600-8304
京都市下京区新町通六条下ル
TEL（075）351-2890
FAX（075）341-6774

和光印刷株式会社
〒602-0012
京都市上京区烏丸通上御霊前上ル
TEL（075）441-5408
FAX（075）441-4982
E-mail info@wako-print.co.jp

田中伊雅佛具店
〒600-8453
京都市下京区万寿寺西洞院東入ル
TEL（075）351-2584
FAX（075）341-8822
http://www.tanakaiga.com

法衣・仏具製造及び販売
井筒法衣店
600-8468
京都市下京区堀川通新花屋町角（西本願寺前）
Tel 075-365-0001
0120-075-730
Fax 075-353-7021
オンラインショップは
こちらから ➡

林勘法衣店
〒602-0874
京都市上京区河原町丸太町
西筋下ル東土御門町345
TEL（075）231-2244
FAX（075）255-6632
E-mail hayashikan@beach.ocn.ne.jp

大峯山陀羅尼助丸
花谷神変堂
〒638-0431
奈良県吉野郡天川村洞川235
TEL（0747）64-0047
FAX（0747）64-0070

土山印刷株式会社
〒601-8308
京都市南区吉祥院向田東町14
TEL（075）312-1321
FAX（075）313-8521
www.tsuchiyama.co.jp

上田法衣佛具店
〒604-0913
京都市中京区河原町二条西入上る
TEL（075）221-3348
FAX（075）211-1858

今井半念珠店
〒605-0934
京都市東山区大黒町通正面南入
TEL（075）561-0307
FAX（075）525-2557

松栄堂
〒604-0857
京都市中京区烏丸通二条上ル東側
TEL（075）212-5590
https://www.shoyeido.co.jp

醍醐寺 開創 1150年

醍醐寺開創1150年慶讃事業義納金について

今般の義納金は、醍醐寺開創以来1150年に亘って受け継がれてきた法流伝承の象徴として「法流の杜」を整備するための大切なものです。

詳細はお手元のパンフレットをご確認いただき、是非お早目の納入をお願いいたします。

ご不明点は宗務本庁までお問い合わせください。

［お問い合わせ］宗務本庁 TEL：075-571-0002

第53回 修験伝法教校開校のお知らせ

日　程：令和6年10月11日（金）～10月15日（火）
４泊５日

受講料：
初　級　２００，０００円
中　級　３００，０００円
上　級　４００，０００円
修験得度支具料　１００，０００円

申込締切：令和６年９月２０日（金）

［お問い合わせ／お申し込み］真言宗醍醐派宗務本庁　教学部
TEL：075-571-0002　FAX：075-571-0101